

# 奈良市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 27 年 3 月

奈良市

# 目 次

## I はじめに

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定 . . . . . 1
- 2 市行動計画の改訂にあたって . . . . . 1
- 3 市行動計画の対象とする感染症 . . . . . 2

## II 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針

- 1 対策の目的・基本的戦略 . . . . . 2
- 2 対策の基本的な考え方 . . . . . 3
- 3 対策実施上の留意点 . . . . . 5
- 4 被害想定 . . . . . 5
- 5 社会への影響 . . . . . 7
- 6 発生段階 . . . . . 7
- 7 対策推進のための役割分担 . . . . . 9
- 8 行動計画の主要 6 項目 . . . . . 12
  - (1) 実施体制
  - (2) サーベイランス・情報収集
  - (3) 情報提供・共有
  - (4) 予防・まん延防止
  - (5) 医療
  - (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

## III 各発生段階における対策

- 未発生期 . . . . . 24
- 海外発生期 . . . . . 32
- 県内未発生期（国内発生早期以降） . . . . . 37
- 県内発生早期 . . . . . 43
- 県内感染期 . . . . . 50
- 小康期 . . . . . 57

## 資料編

|   |                           |    |
|---|---------------------------|----|
| 1 | 奈良市新型インフルエンザ等対策連絡会議運営要領   | 60 |
| 2 | 奈良市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議運営要領 | 62 |
| 3 | 奈良市新型インフルエンザ等対策本部条例       | 64 |
| 4 | 奈良市新型インフルエンザ等対策本部運営要領     | 65 |
| 5 | 奈良市新型インフルエンザ等対策の主な所掌事務    | 68 |
| 6 | 特定接種の対象となり得る業種・職務         | 69 |
| 7 | 用語解説                      | 78 |

## I. はじめに

### 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るために、平成 24 年 5 月に公布され、平成 25 年 4 月に施行された。

### 2 市行動計画の改訂にあたって

奈良市新型インフルエンザ対策行動計画は、平成 21 年 4 月に策定し、平成 23 年 2 月に、一部改定を行った。今回、特措法第 8 条に基づき、新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画との整合性を確保しつつ、県内の感染症専門医の意見聴取の上、新たに奈良市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を作成することとした。今後、新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画の改訂や新型インフルエンザ等に関する最新の知見にあわせて、適宜、改訂を行うものとする。また、特措法第 37 条において準用する第 26 条の規定に基づき、平成 25 年 3 月に奈良市新型インフルエンザ等対策本部条例を制定し、市対策本部の体制整備を行った。

### 3 市行動計画の対象とする感染症

行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は以下の通りである。

- （１）感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- （２）感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの（以下「新感染症」という。）

## Ⅱ. 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針

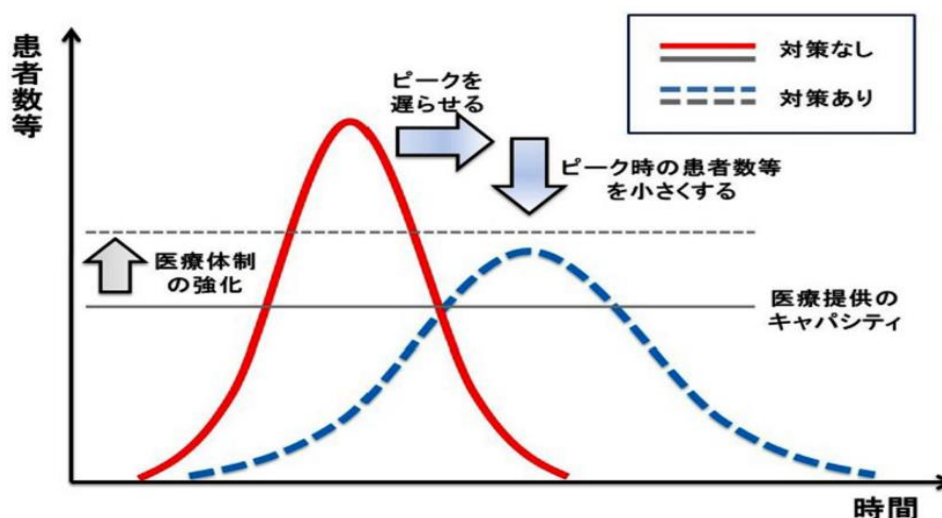
### 1 対策の目的・基本的戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、次の 2 点を主たる目的として市の危機管理に関わる重要な対策として講じていく必要がある。

- （１）感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
  - 初期段階において、感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
  - 流行のピーク時の患者数等をなるべく抑え、医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
  - 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- （２）市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
  - 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
  - 事業継続計画の作成・実施等により、医療提供の業務をはじめとした市民生活及び市民経済の安定に不可欠な業務の維持に努める。

＜対策の効果 概念図＞



## 2 対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していくことが必要である。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

従って、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭におきつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性の低い場合等様々な対応ができるよう、対策の選択肢を示す必要がある。

本市においては、科学的知見及び国・県の対策を視野に入れながら、地理的条件、交通機関や生活圏などの社会的条件、医療体制、そして市に特徴的な要因（観光客等への対応など）を考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に実施することを目指す。そのために、発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。

○発生前の段階では、地域における医療体制の整備や物資や資材の備蓄、ワクチン接種体制の整備、市民に対する啓発など、発生に備えた事前の準備を行う。

○国外で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに対策実施のための体制に切り替えるとともに、国が実施する検疫強化等の水際対策に協力し、病原体の国内侵入の時期をできる限り遅らせる。

○県・市内の発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等によ

る治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、病原性に応じては、県が行う不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等の実施について必要に応じて協力し、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を講じる。

○国内外の発生当初等、病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。

○感染が拡大した段階では、国・県・近隣市町村・指定（地方）公共機関・事業者等と相互に連携して、医療の確保や市民の生活・経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処する。

○事態によっては、地域の実情等に応じて、県と協議の上柔軟に対策を講じ、医療機関も含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。

市民の生命および健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染拡大防止対策と、医療対応を組み合わせることで総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染拡大防止対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。さらに、事業者の従業員の罹患等により、一時期、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかける。

また、医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、市等の対策に加え、事業者や市民が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザ対策が基本となるが、治療薬やワクチンがない可能性が高い SARS のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策をより強化する必要がある。

### 3 対策実施上の留意点

本市は、新型インフルエンザ等発生に備えまたはその発生した時に、特措法その他の法令、市行動計画に基づき対策を実施するが、この場合において次の点に留意する。

#### (1) 基本的人権の尊重

市は、対策の実施にあたっては基本的人権を尊重することとし、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は必要最小限のものとする。新型インフルエンザ等対策の実施にあたって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

#### (2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができる。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得るため、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

#### (3) 関係機関相互の連携協力

奈良市新型インフルエンザ等対策本部（以下、「本市対策本部」という。）は、奈良県新型インフルエンザ等対策本部（以下、「県対策本部」という。）と相互緊密な連携を図りつつ、対策を総合的に推進する。

本市対策本部長は新型インフルエンザ等対策に関する総合調整の必要がある場合には、県対策本部長に対して、県や指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請することができる。

#### (4) 記録の作成・保存

本市は、本市対策本部設置以降、新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

### 4 被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念されている。新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫状態等）、社会環境など多くの要因に左右される。市



行動計画では、政府行動計画における国の推定値を、県人口、市人口あたりに換算し想定した。

- ・全人口の 25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、市内医療機関を受診する患者数は約 3.6 万人～7 万人と推定した。
- ・入院患者数及び死亡者数については、市内医療機関を受診する患者数の上限値約 7 万人を基に、過去に世界で大流行したインフルエンザパンデミックのデータを使用し、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度を致命率 0.53%、スペインインフルエンザのデータを参考に重度を致命率 2.0%として、中等度の場合では、入院患者数の上限は約 1,500 人、死亡者数の上限は約 500 人となり、重度の場合では、入院患者数の上限は約 5,700 人、死亡者数の上限は約 1,800 人となると推計。
- ・全人口の 25%が罹患し、流行が約 8 週間程度続くという仮定の下では、市内医療機関において中等度の場合、1 日当たりの最大入院患者数（流行発生から 5 週目）は、約 300 人、重度の場合は約 1,100 人と推計した。

|                         | 全国の想定                  | 県内の想定                   | 市内の想定                  |
|-------------------------|------------------------|-------------------------|------------------------|
| 人口（平成 22 年）             | 約 1 億 2,806 万人         | 約 140 万人                | 約 36 万人                |
| り患者数（25%）               | 約 3,200 万人             | 約 35 万人                 | 約 9 万人                 |
| 医療機関を受診する患者数            | 約 1,300 万～約 2,500 万人   | 約 14 万～約 27 万人          | 約 3.6 万人～7 万人          |
| 入院患者数<br>中等度<br>重度      | 約 53 万人<br>約 200 万人    | 約 5,800 人<br>約 22,000 人 | 約 1,500 人<br>約 5,700 人 |
| 1 日最大入院患者数<br>中等度<br>重度 | 約 10.1 万人<br>約 39.9 万人 | 約 1,100 人<br>約 4,400 人  | 約 300 人<br>約 1,100 人   |
| 死亡者数<br>中等度<br>重度       | 約 17 万人<br>約 64 万人     | 約 1,900 人<br>約 7,000 人  | 約 500 人<br>約 1,800 人   |

〈留意点〉

- ・なお、これらの推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の効果、現在のわが国の医療体制、衛生状況等については考慮されていない。
- ・未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、市の危機管理として対応する必要があることから、新型インフルエンザの被害想定

を参考に対策を検討・実施することとなる。

## 5 社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定の一例を示す。このような想定を参考にして、事業計画を策定する必要がある。

- ・ 市民の 25%が、流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は 1 週間から 10 日間程度り患し欠勤する。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し免疫を得て、職場に復帰する。
- ・ ピーク時（約 2 週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多くて 5%程度と考えられるが、従業員自身がり患するほか家族の世話や看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約 2 週間）には従業員の最大 40%程度が欠勤する事態が想定される。

## 6 発生段階

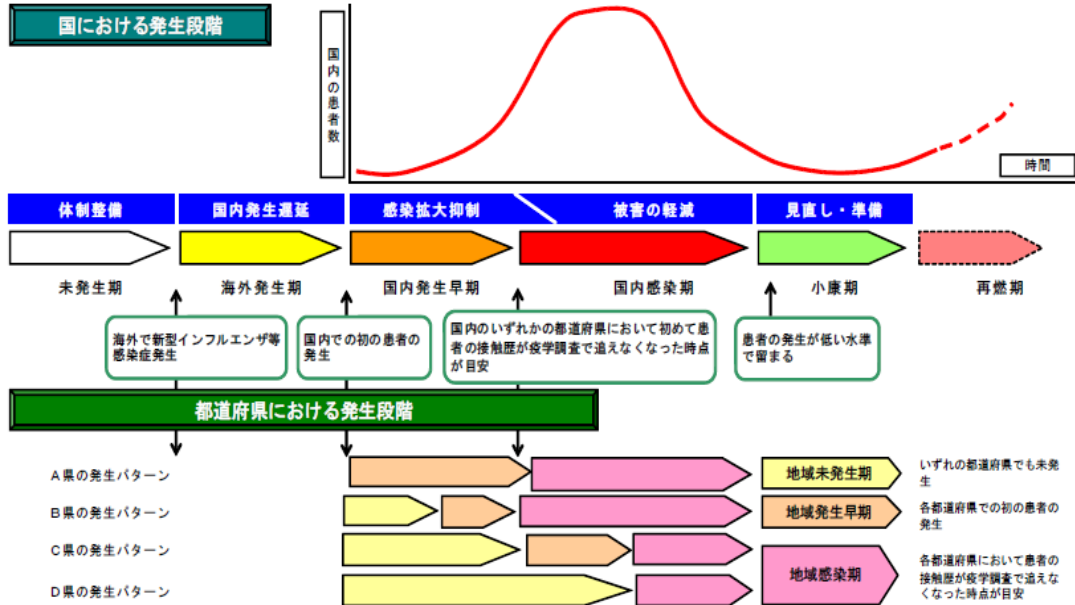
新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

県行動計画は、新型インフルエンザが発生する前から、未発生期、海外発生期、県内未発生期、県内発生早期、県内感染期および小康期に至るまでを 6 つの段階に分類して、それぞれの段階に応じた対策等を定めるため、本市行動計画もこれに準じて発生段階と対策を定める。

国全体での発生段階の移行については、WHO のフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考にしながら、政府対策本部が決定する。県における発生段階の移行については、必要に応じて国と協議の上、県が判断し、本市は、県の発生段階に準じる。なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また必ずしも、段階通りに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化することに留意が必要である。

## 〈国及び地域（都道府県）における発生段階〉

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



### 【参考】行動計画の発生段階とWHOのフェーズの対応表

| 県の発生段階 | 国の発生段階 | WHOのフェーズ   |
|--------|--------|------------|
| 未発生期   |        | フェーズ 1、2、3 |
| 海外発生期  |        | フェーズ 4、5、6 |
| 県内未発生期 | 国内発生早期 |            |
| 県内発生早期 |        |            |
| 県内感染期  | 国内感染期  |            |
| 小康期    |        |            |

## 7 対策推進のための役割分担

### (1) 国

- 国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。
- ワクチンやその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、国際的な連携を確保し調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。（特措法第3条）
- 新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ対策を総合的に推進する。発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

### (2) 奈良県

- 特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国が定める新型インフルエンザ等への基本的な対処方針（以下「基本的対処方針」という。）に基づき、県の対策を総合的に推進する責務を有する（特措法第3条）。
- 新型インフルエンザ等の発生時には、知事を本部長とする県対策本部を開催し、県の組織が一体となった対策を講じる。

### (3) 奈良市

- 住民に対するワクチン接種、生活支援、要援護者への支援等について、基本的対処方針に基づき対策を実施する。対策の実施にあたっては、県や近隣の市町村との緊密な連携を図る。
- 新型インフルエンザ等の発生前は、国や県の行動計画を踏まえ、住民の生活支援等で本市が実施主体となる対策に関し、地域の実情に応じた行動計画等を作成し、発生に備えた準備をすすめる。また、関係機関との連携体制の整備や体制づくり等の準備をすすめる。
- 新型インフルエンザ等の発生後、緊急事態宣言が発出された時は、本市対策本部を設置し、国及び県における対策全体の基本的な方針を踏まえ、地域の状況に応じて対策をすすめる。
- 新型インフルエンザ等の発生時には市内医療機関等と連携して情報の収集・提供、感染拡大の抑制等に取り組む。また、県内発生早期には、積極的疫学調査や患者移送等の感染拡大防止策を実施する。
- 本市は保健所を設置する中核市であるため、感染症法においては地域医療体制の確保や感染症拡大の抑制に関し、県に準じた役割を果たすことを求められるため、発生前

から奈良県と協議を行って連携を図っておく。

(4) 医療機関

- 新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、発生前から地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。
- 発生時においても、医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

(5) 指定地方公共機関

- 医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するもの（特措法第2条）であり、新型インフルエンザ等が発生した際には、対策を実施する責務を有する（特措法第3条）。

(6) 登録事業者

- 厚生労働大臣の登録を受けている登録事業者（特措法第28条）は、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、発生前から職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。
- 新型インフルエンザ等が発生時には、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならない（特措法第4条第3項）。

(7) 一般の事業者

- 新型インフルエンザ等の予防および対策の協力を努め、まん延による影響を考慮し、その事業の実施に関し適切な措置を講ずるよう努めなければならない（特措法第4条第1項・第2項）。感染拡大防止の観点から必要に応じて、不急の事業の縮小、不特定多数の者が集まる事業の自粛等が求められる。

(8) 市民

- 新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にと

るべき行動等その対策に関する知識を得るとともに、マスクの着用・咳エチケット・手洗い・うがい・室内湿度の調整等の個人レベルで感染予防対策を実践するよう努める。

○発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うように努める。

○発生時には、新型インフルエンザ等の予防に努めるとともに、対策に協力するよう努めなければならない（特措法第4条第1項）。

○新型インフルエンザ等に関する正しい知識を得て、冷静に判断を行うとともに必要に応じて、食料品・生活必需品等の備蓄や外出自粛など感染拡大防止に努めることが求められる。また、患者等の人権を損なうことのないよう配慮しなければならない。

## 8 行動計画の主要6項目

本市行動計画は、その目標と活動を、県行動計画に準拠して、6つの分野に分けて示している。各分野に含まれる内容は、（１）実施体制、（２）サーベイランス・情報収集、（３）情報提供・共有、（４）予防・まん延防止、（５）医療、（６）市民生活及び市民経済の安定の確保である。

### **（１）実施体制**

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多くの市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くことが予測され、市においては、危機管理対策として、全部局一丸となった取り組みを行うとともに、国、県、事業者と相互に連携を図り、一体となって取り組むことが求められる。

本市では、新型インフルエンザ等対策について迅速かつ的確に対処するために、危機管理部門と公衆衛生部門が中心となり、各発生段階に応じて、奈良市新型インフルエンザ等対策連絡会議、奈良市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議、奈良市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、各部局間への連絡調整を図り取り組むこととする。なお、新型インフルエンザ等対策本部員は、奈良市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年3月28日条例第17号）で定める者をもって充てる。

また、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められる対策であることから、必要に応じて有識者等の専門的意見を聴取する。

#### **（未発生期）**

国外で新型インフルエンザ等の疑いがある感染症が発生し、市として体制を整備すべき必要性が生じた場合、奈良市新型インフルエンザ等対策連絡会議（議長：危機管理監）を設置する。

#### **（海外発生期）**

国外で新型インフルエンザ等感染が発生し、国内での発生が予想される場合、奈良市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議（議長：危機管理監）を設置し、国内・県内発生に備える。

#### **（県内未発生期～県内感染期）**

国内で新型インフルエンザ等が発生し、国から「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」がなされたとき、又は、奈良県において新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合、速やかに奈良市新型インフルエンザ等対策本部（本部長：市長）を設置する。緊急事態宣言がなされない場合においても、発生地域や病原性の程度等、発生の状況に応じて、対策本部を設置する。

#### **（小康期）**

緊急事態解除宣言がされたときは、奈良市新型インフルエンザ等対策本部を廃止する。

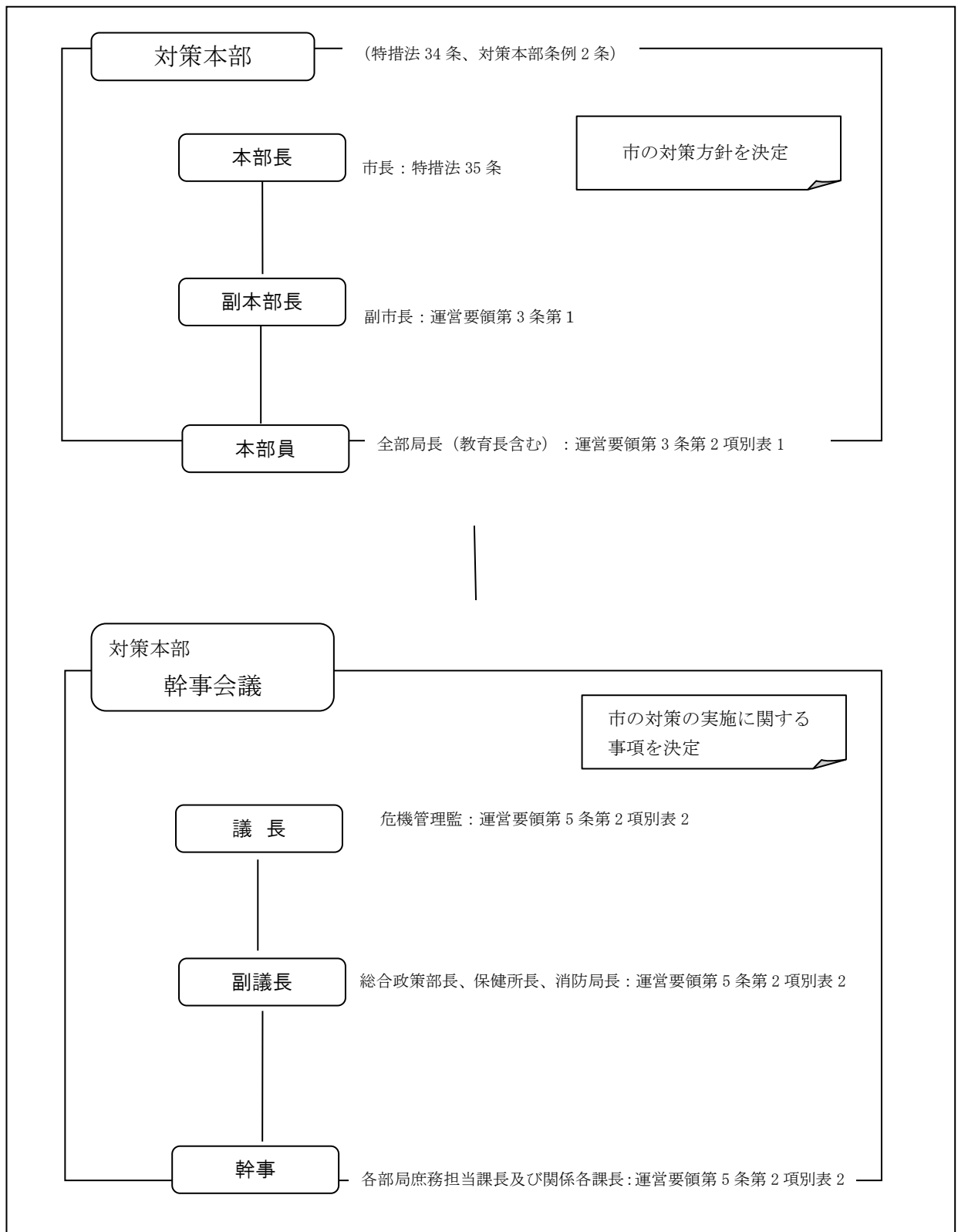
## 奈良市新型インフルエンザ等対策の実施体制

### (ア) 組織体制

|                 | 奈良市新型インフルエンザ等<br>対策連絡会議                                                                                                                          | 奈良市新型インフルエンザ等<br>対策連絡調整会議                                                                                                                              | 奈良市新型インフルエンザ等<br>対策本部                                                                                                                                  |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本部長<br>議長など     | 議長：危機管理監<br>副議長：総合政策部長<br>保健所長<br>消防局長                                                                                                           | 議長：危機管理監<br>副議長：総合政策部長<br>保健所長<br>消防局長                                                                                                                 | 本部長：市長<br>副本部長：副市長<br><br>(幹事会議) 議長：危機管理監<br>副議長：総合政策部長<br>保健所長<br>消防局長                                                                                |
| 構成員<br>(委員・本部員) | 関係部課長等                                                                                                                                           | 関係部長<br>及び危機管理監が指定する者                                                                                                                                  | 全庁の部長等<br><br>(幹事会議) 全庁の庶務担当課長<br>及び関係課長                                                                                                               |
| 事務局             | 危機管理課、保健総務課、保健予防課                                                                                                                                | 危機管理課、保健総務課、保健予防課                                                                                                                                      | 危機管理課、保健総務課、保健予防課                                                                                                                                      |
| 設置基準            | 【未発生期】<br>国外で新型インフルエンザ等の疑いがある感染症が発生し、市として体制を整備すべき必要性が生じた場合において、危機管理監が必要と認めたとき                                                                    | 【海外発生期】<br>国外で新型インフルエンザ等感染が発生し、国内での発生が予想される場合において、危機管理監が必要と認めたとき                                                                                       | 【県内未発生期～県内感染期】<br>国内で新型インフルエンザ等が発生し、国から「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」がなされたとき、又は、奈良県において新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合において、市長が必要と認めたとき                                      |
| 主な業務            | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 発生状況等の情報収集、共有</li> <li>● 連携体制の構築及び予防対策の検討</li> <li>● 行動計画等の確認</li> <li>● 市民啓発、情報提供</li> </ul> <p>など</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各種情報の分析・検討</li> <li>● 初期対応、予防対策、まん延防止対策の検討、準備</li> <li>● 市民啓発、情報提供</li> <li>● 関係機関との連絡調整</li> </ul> <p>など</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 感染拡大及びまん延防止対策の実施</li> <li>● 関係機関との連携強化</li> <li>● 市民、報道等への情報提供</li> <li>● 保健、医療、社会機能維持対策</li> </ul> <p>など</p> |



(イ) 新型インフルエンザ等対策本部の構成

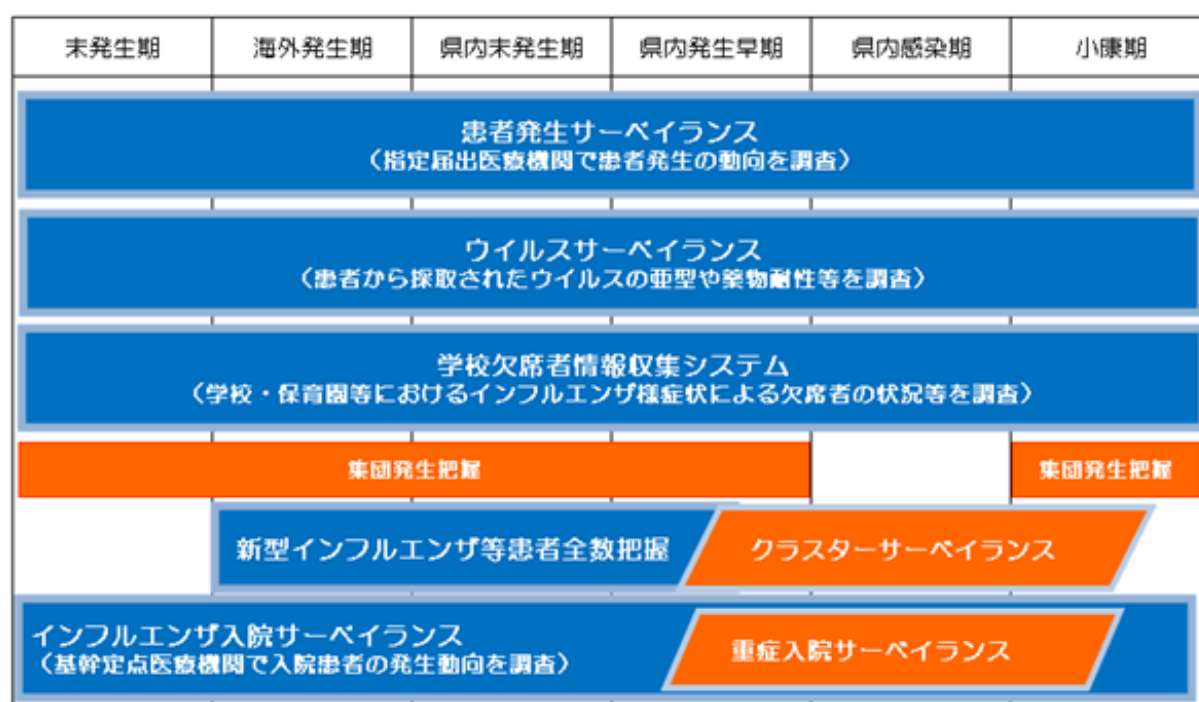


## (2) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、何れの段階においても、サーベイランスにより新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国内外から系統的に収集分析し判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結びつけることが重要である。このため、国や県が実施する各種サーベイランスに協力し、必要なサーベイランスを実施する。

- 海外で新型インフルエンザ等が発生した段階から、国内の患者数が限られている期間（県内発生早期）は、平時のサーベイランス（定点・基幹病院からの発生動向調査、保育園・学校欠席者情報収集システム等）による地域での感染症発生動向の把握に加え、国の示す症例定義や診断方法により、患者の全数把握等のサーベイランスの強化を図る。
- 患者数が増加して患者の臨床像等の情報が蓄積された時点（県内感染期）では、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替える。
- サーベイランスにより把握された情報は、市内の医療体制等の確保や、医療機関における診療に役立てる。
- 諸外国の情報については、WHO、OIE 等、国内については、厚生労働省、農林水産省、国立感染症研究所や他都道府県等を通じ、必要な情報を迅速に入手する。

### <新型インフルエンザ等発生時のサーベイランス>



### **(3) 情報提供・共有**

新型インフルエンザ等対策は、市の危機管理に関する重要な課題という共通理解の下に、国・県・市・関係機関・大学・事業者・地域・NPO等及び市民との間での双方向のコミュニケーションが必要である。情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障がい者などにも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

情報提供にあたっては、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、風評被害を考慮した対応も必要である。

また、提供する内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築し、定期的な情報発信とともに適時適切に情報提供できるようにする。

また、コミュニケーションは双方向性であることに留意し、必要に応じ、地域において住民の不安に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていく。

### **(4) 予防・まん延防止**

#### **(ア) 目的**

新型インフルエンザ等の感染拡大防止策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に抑えることを目的とする。

#### **(イ) 主な感染拡大防止策**

- 個人対策として、県内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。
  - 地域対策・職場対策については、県内における発生の初期の段階から、個人対策のほか、職場における感染予防策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策をより強化して実施する。
  - 緊急事態宣言が発出された場合は、県が行う不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限に必要な応じ協力する。
  - 観光旅行者の安心・安全を確保するため、観光関係団体、観光施設等への連絡体制を整備し、新型インフルエンザ等発生時における観光旅行者への正確な情報提供に努める。
- 各種対策の実施に当たっては風評被害の発生に十分留意する。

### (ウ) 予防接種

#### i) ワクチンについて

ワクチン接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新感染症については、発生した感染症によってはワクチン開発が困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。新型インフルエンザ対策におけるワクチンは、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

#### ii) 特定接種

##### ii-1) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

##### ii-2) 特定接種の対象となり得る者

- ① 「医療の提供業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

特定接種は、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国、県、市町村と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務を定める。具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者等が該当する。

また、この指定（地方）公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的な国民

生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

#### ii－３）基本的な接種の順

特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、

- ① 医療関係者
- ② 新型インフルエンザ等対策実施に携わる公務員
- ③ 指定（地方）公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者等を含む。）
- ④ それ以外の事業者

上記のような基本的考え方は、国において事前に整理されるが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要であることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位その他関連事項を決定することとされている。

特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることになるが、発生した新型インフルエンザ等が H5N1 以外の感染症であった場合や、亜型が H5N1 の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

#### ii－４）特定接種の接種体制

○新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるように未発生期から接種体制の構築を図ることが求められる。

○登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、原則として集団接種を実施する接種体制の構築が登録要件となっている。

### iii）住民に対する予防接種

#### iii－１）住民に対する予防接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言がなされた場合については、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行う。一方、緊急事態宣言がなされていない場合については、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行う。

### iii－２）国における住民接種の基本的な接種順位の考え方

原則として、以下の４つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とされている。

- ① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者  
（例）基礎疾患を有する者、妊婦 等
- ② 小児（１歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③ 成人・若年者
- ④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

### ＜緊急事態宣言が発出された場合の接種順位の考え方＞

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が想定されるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第 46 条 2 項）と、わが国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もある。柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて、政府対策本部が決定する。

| 考え方                                               | 疾患の特徴            | 重症化しやすい順序（仮定）           | 優先順位                                  |
|---------------------------------------------------|------------------|-------------------------|---------------------------------------|
| 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方                       | 成人・若年者に重症者が多いタイプ | 医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞小児＞高齢者 | ① 医学的ハイリスク者<br>② 成人・若年者 ③ 小児<br>④ 高齢者 |
|                                                   | 高齢者に重症者が多いタイプ    | 医学的ハイリスク者＞高齢者＞小児＞成人・若年者 | ① 医学的ハイリスク者<br>② 高齢者 ③ 小児<br>④ 成人・若年者 |
|                                                   | 小児に重症者が多いタイプ     | 医学的ハイリスク者＞小児＞高齢者＞成人・若年者 | ① 医学的ハイリスク者 ② 小児<br>③ 高齢者 ④ 成人・若年者    |
| わが国の将来を守ることに重点を置いた考え方                             | 成人・若年者に重症者が多いタイプ | 医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞高齢者    | ① 小児 ② 医学的ハイリスク者<br>③ 成人・若年者 ④ 高齢者    |
|                                                   | 高齢者に重症者が多いタイプ    | 医学的ハイリスク者＞高齢者＞成人・若年者    | ① 小児 ② 医学的ハイリスク者<br>③ 高齢者 ④ 成人・若年者    |
| 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せてわが国の将来を守ることに重点を置く考え方 | 成人・若年者に重症者が多いタイプ | 成人・若年者＞高齢者              | ① 医学的ハイリスク者 ② 小児<br>③ 成人・若年者 ④ 高齢者    |
|                                                   | 高齢者に重症者が多いタイプ    | 高齢者＞成人・若年者              | ① 医学的ハイリスク者 ② 小児<br>③ 高齢者 ④ 成人・若年者    |

### iii－３）住民に対する予防接種体制

住民に対する予防接種については、市を実施主体として、原則として集団接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう、接種体制の構築を図る。

### iv）留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民に対する予防接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の特性に係る基本的対処方針諮問委員会の意見を参考に政府対策本部において総合的に判断・決定されるため、本市においては、接種体制、接種対象者、接種順位等、国からの指示の基に実施する。

v) 医療関係者に対する要請

市は予防接種を行う必要があると認めたときは、医療機関に対して必要な協力をするよう奈良県知事を通じて要請する。（特措法第31条2項、3項、5項）

## **（５）医療**

（ア）目的

医療の提供は、県民、市民の健康被害を最小限にとどめる、そして社会・経済活動への影響を最小限にとどめることを目的とする。

（イ）発生前における医療体制の整備

○本市は、県と連携し、保健所医療圏等を中心として、市医師会、市薬剤師会、市内の中核的医療機関（国立病院機構の病院、公立病院等）を含む医療機関、薬局、消防等の関係者からなる対策のための会議を開催するなど、地域関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。帰国者・接触者外来を設置する医療機関や公共施設等のリストを作成し設置の準備を行い、さらに帰国者・接触者相談センターの設置の準備を進める。

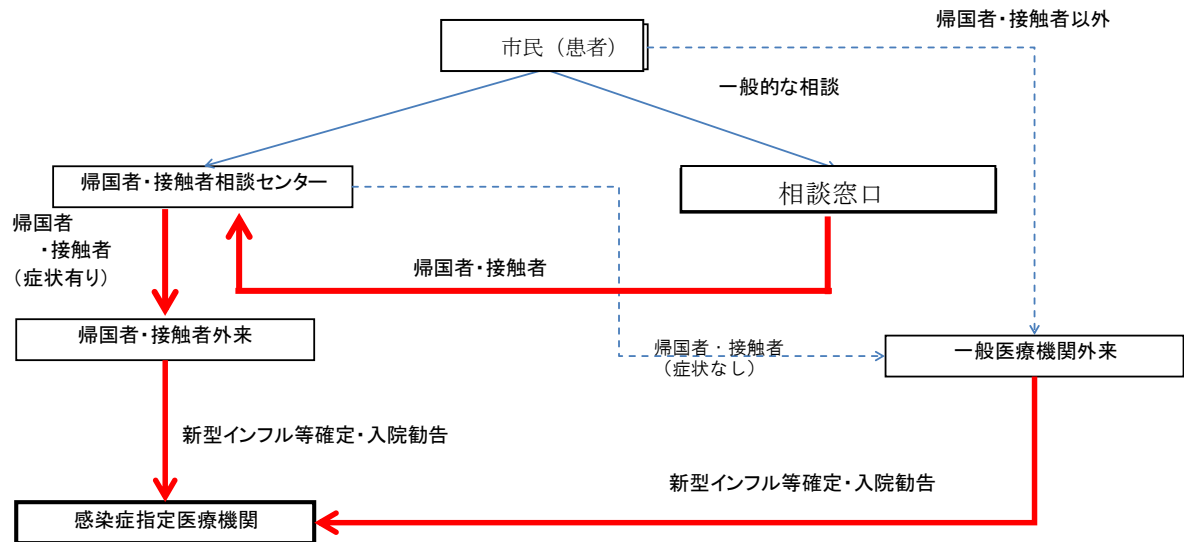
（ウ）発生時における医療体制の維持・確保

- 県内発生早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染拡大防止策としても有効であるという考えに基づき、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者を感染症指定医療機関等に入院させる。
- 新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、帰国者・接触者外来を確保して診療を行う。
- 帰国者・接触者相談センターを設置し、帰国者・接触者外来等の医療体制について情報提供を行う。
- 新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者の接触を避ける工夫等を行い院内での感染拡大防止に努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の个人防护具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

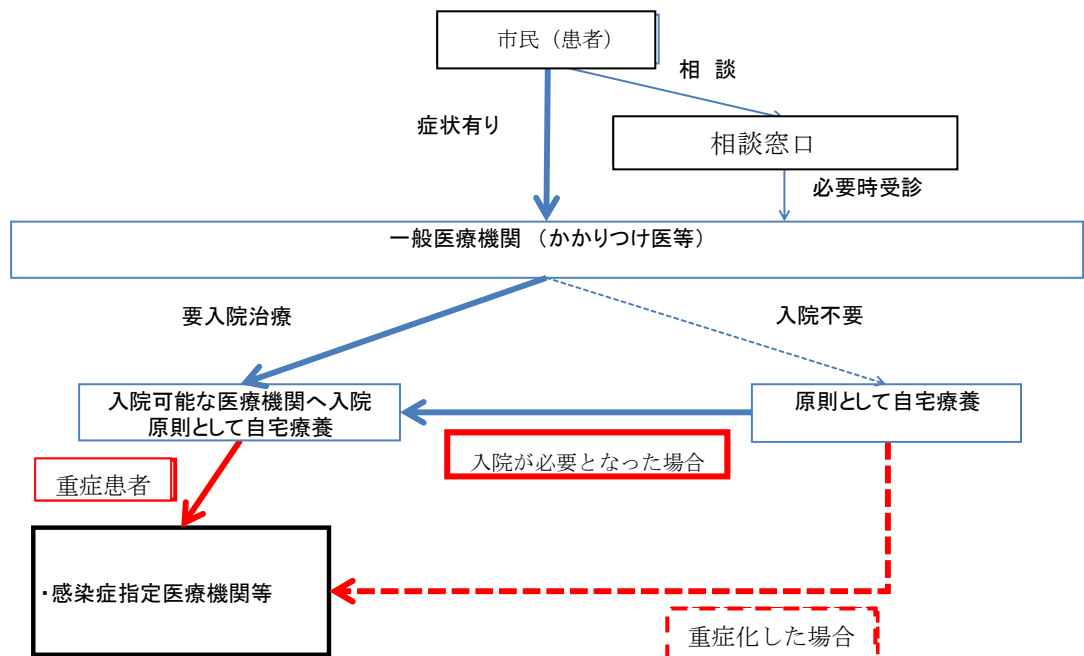


## 〈発生段階ごとの医療体制〉

医療体制〈海外発生期～国内発生早期（県内未発生期～県内発生早期）〉



医療体制〈県内感染期〉



・ここでいう「一般医療機関」とは、内科・小児科等、季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機関を指す。  
 ・海外発生～県内発生早期において、帰国者や接触者であっても、帰国者・接触者相談センターを通さず受診する方もおり、一般医療機関においても院内感染対策を要する。  
 ・県内感染期には、帰国者・接触者外来は廃止し、原則、全ての医療機関において診療を行う。また、入院勧告も原則行わない。（患者入院による感染拡大防止等が望めないため）

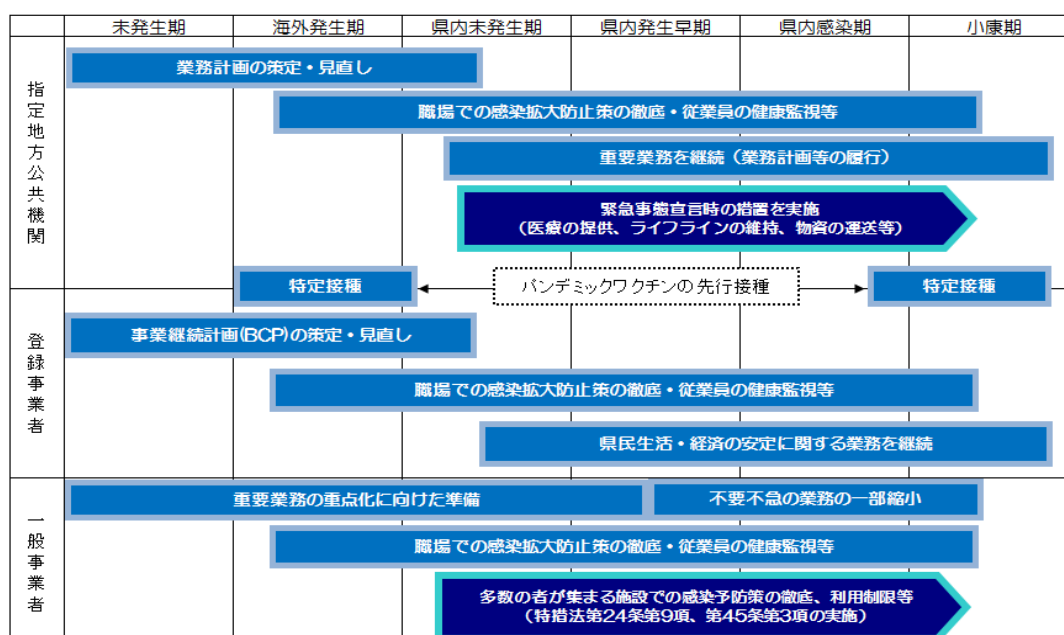
## (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザは、全人口の25%が罹患し、流行が約8週間程度続くと予測されている。また、本人や家族の罹患等により、従業員の最大40%が欠勤する事態も予測され、社会・経済活動の大幅な縮小、停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不足も危惧される。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民の生活及び経済への影響を最小限とできるよう、県、市、医療機関、指定地方公共機関及び登録事業者は特措法に基づき事前に十分準備を行うが、一般の事業者や市民においても事前の準備を行うことが重要である。

| 対策の例             |         | 概要                                                                                                                                                                                                 |
|------------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民への呼びかけ         |         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人レベルの対策（咳エチケット・手洗い・うがい等）等基本的な感染予防策</li> <li>・自ら患者になった場合の基本的行動等の理解促進</li> </ul>                                                                            |
| 患者・濃厚接触者への対応     |         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・帰国者・接触者外来の診療</li> <li>・患者の感染症指定医療機関への入院</li> <li>・濃厚接触者への外出自粛要請、健康観察</li> <li>・濃厚接触者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与</li> <li>・基礎疾患を有する者や多数が居住する施設等への感染予防強化</li> </ul> |
| 縮小等の要請に協力の県が行う活動 | 学校・保育施設 | ・学級閉鎖・臨時休校、入学試験の延期 等                                                                                                                                                                               |
|                  | 集会・興業施設 | ・施設の利用制限、活動の自粛等                                                                                                                                                                                    |
|                  | 事業者     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・職場における感染予防策、従業員の健康管理の徹底</li> <li>・事業継続に不可欠な重要業務以外の業務縮小</li> </ul>                                                                                          |
|                  | 公共交通機関等 | ・利用者へのマスク着用励行の呼びかけ等                                                                                                                                                                                |
| 水際対策             |         | ・検疫所等と連携した入国者に対する健康監視、渡航予定者への情報提供等                                                                                                                                                                 |
| 特定接種・住民接種        |         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療、社会機能維持に係る事業者等へのプレバンデミックワクチンの先行接種</li> <li>・住民に対する、速やかな予防接種実施に向けた体制の構築</li> </ul>                                                                        |

### <指定地方公共機関、登録事業者等の対応例>



### Ⅲ 各発生段階における対策

|                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>未発生期</b>                                                                                                                                                  |
| <b>予想される状況</b>                                                                                                                                               |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。</li> <li>・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。</li> </ul>    |
| <b>目的</b>                                                                                                                                                    |
| 1) 発生に備えて体制の整備を行う。<br>2) 国際的な連携の下に発生の早期確認に努める。                                                                                                               |
| <b>対策の考え方</b>                                                                                                                                                |
| 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画を踏まえ、国や県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。<br>2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体で認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。 |

#### (1) 実施体制

##### (1)-1 行動計画の作成・見直し

特措法の規定に基づき、政府行動計画及び奈良県行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画の策定を行い、必要に応じて見直しを行う。【総合政策部、保健所、関係各局】

##### (1)-2 体制の整備及び国・地方公共団体の連携強化

- ① 庁内関係各局・課における情報及び認識の共有を図り、担当者の確認、連絡網の整備に努める。【総合政策部、保健所、関係各局】
- ② 関係部署においては情報の受理及び迅速な対応が行えるように体制を整備する。【関係各局】
- ③ 国・県・他の市町村・指定（地方）公共機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。【総合政策部、保健所、消防局、関係各局】
- ④ 新型インフルエンザ等の発生に備え、市消防局との連携を進める。【総合政策部、保健所、消防局】

##### (1)-3 県内の連携

県とともに、新型インフルエンザ等の発生を想定した医療機関等との共同訓練を実施す

る。【総合政策部、保健所、消防局、関係各部署】

## (2) サーベイランス・情報収集

### (2)-1 情報収集

新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。【総合政策部、保健所】

### (2)-2 通常のサーベイランス

- ① 人で毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、指定届出機関において患者発生の動向を調査し、流行状況について把握する。また、基幹定点医療機関において、ウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等）を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。【保健所】
- ② インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。【保健所】
- ③ 学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。【保健所】
- ④ 平時から、報告機関に対し、報告内容・方法等に関する啓発を行う等、報告についての理解及び協力を求める。【保健所】
- ⑤ 新型インフルエンザの出現の監視に活用するために国が行う、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集、分析評価に協力する。【観光経済部】

### (2)-3 調査研究

新型インフルエンザ等の市内発生時に、迅速かつ適切に積極的疫学調査を実施できるよう、県との連携等の体制整備を図る。【保健所】

## (3) 情報提供・共有

### (3)-1 継続的な情報提供

- ① 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。【総合政策部】
- ② マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。【総合政策部、保健所、関係各部署】

### (3)-2 体制整備等

- ① 発生前から、情報収集・提供体制を整備し、国及び県が発信する情報を入手することに努める。また、関係部局間での情報共有体制を整備する。【関係各部署】
- ② 新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、市民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できるよう体制を整えるために事前の準備として以下を行う。
  - (ア) 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容、対

策の実施主体を明確にすること）や、媒体（テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受取手に応じ、SNS を含めた利用可能な複数の媒体・機関を活用する）等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。【総合政策部、保健所、関係各部署】

（イ）一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する（コミュニケーション担当者間での適時適切な情報共有方法の検討等）。【総合政策部、保健所、関係各部署】

（ウ）常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を構築する。【関係各部署】

（エ）県や関係機関等とメールや電話を活用して可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらにインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有の在り方を検討する。【総合政策部、保健所、関係各部署】

（オ）新型インフルエンザ等発生時に市民からの相談に応じるため、市は国・県からの要請に基づいてコールセンター等を設置する準備をすすめる。【総合政策部、保健所】

（カ）情報入手が困難なことが考えられる外国人や視聴覚障がい者に対しても、受取手に応じた情報手段の準備をすすめる。【総合政策部、保健所、関係各部署】

#### **（４）予防・まん延防止**

##### **（４）-１ 対策実施のための準備**

##### **（４）-１-１ 個人における対策の普及**

###### **① 感染対策の実施**

市民に対しマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。【総合政策部、保健福祉部、子ども未来部、保健所、教育総務部、学校教育部、関係各部署】

② 新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。【総合政策部、保健福祉部、子ども未来部、保健所、教育総務部、学校教育部、関係各部署】

##### **（４）-１-２ 地域対策・職場対策の周知**

① 新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。【総合政策部、保健所、関係各部署】

② 新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。【総合政策部、保健所、関係各部署】

#### (4)-1-3 水際対策

##### ① 防疫措置、疫学調査等についての連携

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合、検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、検疫所その他関係機関と連携する。【保健所】

##### ② 健康監視のための体制整備

国・県と連携し、健康監視のための体制整備を行う。【保健所】

##### ③ 搬送体制の整備

医療機関での診療、奈良県保健研究センター等による検査により、速やかに患者を特定し、適切な医療を提供する体制を整備するとともに、円滑に医療機関等に搬送できる体制を整備する。【保健所】

#### (4)-2 予防接種

##### (4)-2-1 特定接種

##### ① 特定接種は、特措法第28条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項による予防接種とみなし、同法（第22条及び第23条を除く。）の規定を適用し実施する。【保健所】

##### ② 特定接種のうち、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、市が実施主体として集団的な接種体制を整備する。【保健所】

##### ③ 国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じて協力する。【保健所】

##### ④ 特措法第28条第4項の規定に基づき、国から労務又は施設の確保その他の必要な協力を求められた場合は協力する。【総合政策部、保健所、関係各部署】

##### ⑤ 登録事業者は、必要に応じ市を通じ、厚生労働省へ登録申請するため、その際に協力する。【総合政策部、保健所、関係各部署】

##### ⑥ 業種を担当する府省庁が、当該事業者の登録内容について確認を行う場合に必要に応じて協力する。【保健所】

##### ⑦ 特定接種の対象となり得る地方公務員については、対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。【保健所】

##### ⑧ 登録事業者又は登録事業者が属する事業者団体ごとに特定接種の集団的接種体制を構築することが困難な場合には、必要に応じ業種を担当する府省庁等が行う事業者支援と接種体制構築に協力する。【保健所】

##### (4)-2-2 住民接種

##### ① 住民接種は、全住民を対象とする（在留外国人を含む。）。

接種を実施する対象者は、市内に居住する者を原則とする。上記以外にも住民接種の対象者としては、市内に所在する医療機関に勤務する医療従事者及び入院中の患者等も考えられる。

## ② 住民接種の準備

- (ア) 住民接種については、県及び市医師会、関係事業者等の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。【保健所】
- (イ) ワクチン需要量を算出しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。【保健所】
- (ウ) 住民接種に関する実施要領を参考に地域の実情に応じて接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。【総合政策部、保健所、関係各部署】
- (エ) 円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、奈良市以外の市町村における接種を可能にするよう努める。【総合政策部、保健所、関係各部署】
- (オ) 未発生期の段階から、ワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等に留意し、市医師会、事業者、学校関係者等と連携の上、接種体制を構築する。【総合政策部、保健所、関係各部署】
- ・ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市医師会等の協力を得て、その確保を図る。
  - ・ 接種のための会場について、地域の実情に応じつつ、接種会場を設ける。会場については、保健所・保健センター、学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託することにより、接種会場を確保する。
  - ・ 各会場において集団的接種を実施できるよう予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する器具（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。

## (5) 医療

### (5)-1 地域医療体制の整備

- ① 県と連携して、医療政策課・保健所を中心として、市医師会、市薬剤師会、指定（地方）公共機関を含む市内の中核的医療機関（独立行政法人国立病院機構の病院、公立病院等）や医療機関、薬局、消防等の関係者からなる対策会議を設置するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。【市民生活部、保健所】
- ② 県と連携し、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進める。【市民生活部、保健所】
- ③ 一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請する。【市民生活部、保健所】

### (5)-2 県内感染期に備えた医療の確保

県が以下の点に留意して、県内感染期に備えた医療の確保に取り組むことから、必要に応じて連携・協力する。【関係各部署】

[奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画より抜粋]

- ① 全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、国が作成するマニュアルを示すなどしてその作成の支援に努める。
  - ② 地域の実情に応じ、指定（地方）公共機関を含む感染症指定医療機関のほか、指定（地方）公共機関である医療機関（独立行政法人国立病院機構の病院等）又は公的医療機関等（大学付属病院、公立病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院等）で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。
  - ③ 奈良市と協力しながら、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む）等を把握する。
  - ④ 入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療機関等で医療を提供することについて検討する。
  - ⑤ 地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を維持するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。
  - ⑥ 社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。
  - ⑦ 国が検討をすすめる県内感染期における救急機能を維持するための対策について、消防本部に周知する。
- (5)-3 手引き等の策定、研修等
- ① 県が示す新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する手引き等の医療機関への周知に協力する。【市民生活部、保健所】
  - ② 県と連携しながら、医療従事者等に対し、県内発生を想定した研修や訓練を行う。【市民生活部、保健所】
- (5)-4 医療資器材の整備
- ① 必要となる医療資器材（個人防護具等）をあらかじめ備蓄・整備する。【保健所】
  - ② 医療機関が必要な医療資器材を整備するよう周知する。【市民生活部、保健所】
- (5)-5 検査体制の整備
- 国の要請に基づき、県が行う奈良県保健研究センターにおける新型インフルエンザ等に対するPCR 検査を実施する体制を受け、検体搬送の体制整備を図る。【保健所】



## (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

### (6)-1 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援等

県内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、国からの要請に対応し、県と連携し要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。

- ① 市民に対して情報提供を行い、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図るとともに、高齢者世帯、障がい者世帯等への具体的な支援体制の整備を進める。【保健福祉部、保健所、関係各部署】
- ② 平成25年に国の災害対策基本法が改正され、要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難にあたって、特に支援が必要な者を避難行動要支援者として位置づけ、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けされた。したがって、市の関係各課は、以下の避難行動要支援者を対象とした具体的な支援体制の整備に努める。【保健福祉部、保健所、関係各部署】
  - a. 身体障がい者  
身体障がい者福祉法に基づく身体障害者手帳 1・2級の公布を受けた者
  - b. 知的障がい者  
奈良県療育手帳制度実施要綱に基づく療育手帳Aの交付を受けた者
  - c. 精神障がい者  
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳 1級の公布を受けた者
  - d. 難病患者  
(旧) 特定疾患治療研究事業の受給者のうち重症認定及びそれに相当する者
  - e. 要介護の者  
介護保険法に基づく要介護 3以上の認定を受けた者
  - f. 市長が特に必要と認めた者
- ③ 個人情報の活用については、事前に包括的な同意が取れる仕組みを作っておくこと、又は必要に応じ個人情報保護に関する条例の改正を行っておくこと、若しくは弾力的な運用を検討しておくことが望まれる。【保健福祉部、保健所、関係各部署】
- ④ 関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障がい福祉サービス事業者等に協力を依頼し、新型インフルエンザ等発生後速やかに必要な支援が行える体制を構築する。【保健福祉部、保健所、関係各部署】
- ⑤ 避難行動要支援者名簿の登録情報を分析し、必要な支援内容（食料品、生活必需品等の提供の準備等）、協力者への依頼内容を検討する。【保健福祉部、保健所、関係各部署】
- ⑥ 他の地方公共団体による備蓄、製造販売事業者との供給協定の締結等、各地域の生産・物流事業者等と連携を取りながら、あらかじめ地域における食料品・生活必需品

等の確保、配分・配付の方法について検討を行い、地域の実情に応じた計画を策定する。【総合政策部】

⑦ 自宅で療養する新型インフルエンザ等の患者を見回るため等に必要なマスク等の備蓄を行っておく。【総合政策部】

⑧ 新型インフルエンザ等発生時にも、市民の生活支援を的確に実施できるよう、業務継続計画を策定する。【関係各部署】

(6)-2 火葬能力等の把握

火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討を行い、県と連携し、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備を行う。【市民生活部】

(6)-3 物資及び資材の備蓄等

① 県と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、または施設及び設備を整備する。【総合政策部、保健所、関係各部署】

② 個人・家庭に対する食料等備蓄の呼びかけを行う。【総合政策部、保健所、関係各部署】

(6)-4 安定した水道の供給

まん延時も水道施設の機能維持ができるように職員の確保等、体制を整備する。【企業局】

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>海外発生期</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <b>予想される状況</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。</li> <li>・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。</li> <li>・海外においては、発生国・地域が限定的な場合や、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                  |
| <b>目的</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 1) 国内の状況等を注視しつつ、県内・市内発生が遅延と早期発見に努める。<br>2) 県内・市内発生に備えて体制の整備を行う。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| <b>対策の考え方</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。<br>2) 対策の判断に役立てるため、海外及び国内での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。<br>3) 国内発生した場合には早期に発見できるよう、県内・市内サーベイランス・情報収集体制を強化する。<br>4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生した場合の対策についての確かな情報提供を行い、医療機関、事業者、市民等に準備を促す。<br>5) 検疫等と連携し、市内発生をできるだけ遅らせるよう努め、その間に、医療機関への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び経済の安定のための準備、プレパランドミックワクチンの接種等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。 |

#### (1) 実施体制

- ① 海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合、県対策本部が設置された時は、速やかに、本市において関係者会議（奈良市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議）を開催し情報の集約・共有・分析を行うとともに、市の初動対処方針について確認し、必要な対策を講じる。【総合政策部、保健所、消防局、関係各部署】
- ② 海外において、罹患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと判断される場合には、感染症法等に基づく各種対策を実施する。【保健所】

#### (2) サーベイランス・情報収集

##### (2)-1 情報収集

新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。【総合政策部、保健所】

## (2)-2 市内サーベイランスの強化等

- ① 引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランス（定点サーベイランス）を実施する。【保健所】
- ② 市内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）を診察した場合の届出を求め、全数把握を開始する。【保健所】
- ③ 感染拡大を早期に探知するため、インフルエンザ様疾患発生報告の報告施設を大学・短大まで拡大し、学校等でのインフルエンザの集団発生（学級閉鎖、学年閉鎖、休校などの臨時休業）の状況及び欠席者数の把握を強化し、直ちに報告を受ける（保育園・学校サーベイランス）。また、報告のあった集団発生について、可能な限り集団発生ごとに患者の検体を採取し、患者や医療機関の協力を得て県の指示のもとPCR検査等を行う。【子ども未来部、保健所、教育総務部、学校教育部】
- ④ 引き続き、国が奈良県を通じて実施する鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に協力する。【観光経済部】

## (3) 情報提供・共有

### (3)-1 情報提供

国及び県が発信する情報を入手し、市民に対して、海外での発生状況、現在の対策、帰国者・接触者相談センターに関すること、市内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係省庁のホームページや総覧できるサイト等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。また、情報入手が困難なことが考えられる外国人や視聴覚障がい者に対しても、受取手に応じた情報手段を講じる。【総合政策部、保健所、保健福祉部、関係各部署】

### (3)-2 情報共有

国、県及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口を設置し、メール等による対策の理由、プロセス等の共有を行う。【総合政策部、保健所、関係各部署】

### (3)-3 相談窓口等の設置

国からの要請に基づいて、他の公衆衛生業務に支障を来さないように住民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口等を設置し、適切な情報提供を行う。また、国が作成したQ & A等を活用する。一般の問い合わせと医療機関からの問い合わせなどが混在しないよう、相談内容の振り分けを適確に行う。【総合政策部、保健所、関係各部署】

#### (4) 予防・まん延防止

##### (4)-1 国内でのまん延防止対策の準備

###### ① 感染対策の実施

市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するよう促す。【総合政策部、保健福祉部、子ども未来部、保健所、教育総務部、学校教育部、関係各部局】

###### ② 濃厚接触者対策

国・県と連携し、国内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康監視の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。また検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。【保健所】

##### (4)-2 水際対策

国の検疫の強化に伴い、検疫所・その他関係機関の連携を強化し、新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査を実施するため、体制（検体搬送など）を速やかに整備する。  
【保健所】

##### (4)-3 予防接種

###### (4)-3-1 特定接種

- ① 国や県と連携し、新型インフルエンザ等対策に携わる市職員に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。【保健所】
- ② 具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。【保健所】

###### (4)-3-2 住民接種

全市民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、市医師会等の関係機関の協力を得て、具体的な接種体制の構築の準備を進める。【保健所】

###### (4)-3-3 情報提供

ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった国からの具体的な情報について、関係機関に対し積極的に情報提供を行う。【保健所】

#### (5) 医療

##### (5)-1 新型インフルエンザ等の症例定義

国が新型インフルエンザ等の症例定義を明確にしたときは、関係機関に周知する。【保健所】

##### (5)-2 医療体制の整備

市内の中核的医療機関の協力を得て、帰国者・接触者外来の整備・設置を県と連携して行う。＜(5)-6参照＞【保健所】

##### (5)-3 医療機関等への情報提供

新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。【保健所】

(5)-4 検査体制の整備

- ① 国からの技術支援を受けた奈良県保健研究センターにおける新型インフルエンザ等に対するPCR 検査を実施する検査体制の整備を受け、検体搬送の体制を維持する。【保健所】
- ② 各医療機関で新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から医師が採取した検体を搬送し、奈良県保健研究センターにおいて亜型等の同定を行う。【保健所】

(5)-5 抗インフルエンザウイルス薬の使用等

県が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者や医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請することに協力する。【保健所】

(5)-6 帰国者・接触者外来

- ① 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等により患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行う。そのため、速やかに帰国者・接触者外来を整備する。帰国者・接触者外来の場所については、帰国者・接触者相談センターが相談を受け付け、受診が必要であると判断した場合に知らせることを原則とし、一般への公表は行わない。【保健所】
- ② 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、市医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。【保健所】
- ③ 帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう依頼する。【保健所】

(5)-7 帰国者・接触者相談センターの設置

国の要請に基づき、以下を実施する。

- ① 帰国者・接触者相談センターを速やかに設置する。【保健所】
- ② 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。【総合政策部、保健所】

**(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保**

(6)-1 新型インフルエンザ等発生時の要援護者対策

新型インフルエンザ等の発生後、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。【保健福祉部、保健所、関係各部署】

(6)-2 遺体の火葬・安置

県等からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的な遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。併せて遺体の保存作業に必要となる人員等の確保についても準備を行う。【市民生活部】

(6)-3 安定した水道の供給

まん延時も水道施設の機能維持ができるように職員の確保等、体制を整備する。【企業局】

|                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>県内未発生期（国内発生早期以降）</b>                                                                                                                               |
| <b>予想される状況</b>                                                                                                                                        |
| ・国内のいずれかの都道府県において新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、本県では発生しておらず、かつ全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。                                                                            |
| <b>目的</b>                                                                                                                                             |
| 1) 県内・市内発生の遅延と県内・市内発生の早期発見に努める。<br>2) 市内発生に備えて体制の整備を行う。                                                                                               |
| <b>対策の考え方</b>                                                                                                                                         |
| 1) 市内発生に備え、原則として海外発生期の対策を継続する。<br>2) 国内発生、流行拡大に伴って、国が定める方針等について必要な対策を行う。<br>3) 県内未発生であっても、新型インフルエンザ等緊急事態宣言により、緊急事態措置を実施すべき区域の公示を受けた場合は、積極的な感染防止策等をとる。 |

#### (1) 実施体制

##### (1)-1 実施体制

本市対策本部を設置し、国が示した基本的対処方針及び県の初動対処方針に基づき、県内未発生期（国内発生早期）における対策について検討し、実行する。【総合政策部、保健所、消防局、関係各部署】

##### (1)-2 政府現地対策本部との連携

国、県が政府現地対策本部、県対策本部を設置したときは、これと連携して対応する。  
【総合政策部、保健所、消防局、関係各部署】

##### (1)-3 市対策本部の設置（緊急事態宣言がなされた場合）

緊急事態宣言がなされた場合には、速やかに本市対策本部を設置し、変更された基本的対処方針に基づき、対応措置について検討し、措置を行う。【総合政策部、保健所、消防局、関係各部署】

#### (2) サーベイランス・情報収集

##### (2)-1 情報収集

WHO、政府対策本部、国立感染症研究所等の発表等を通じて、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況や、抗インフルエンザ薬やワクチンの有効性・安全性等について、必要な情報を収集する。【総合政策部、保健所】

##### (2)-2 サーベイランス

- ① 患者全数把握を引き続き実施する。【保健所】
- ② 国が公表する新型インフルエンザ等患者の臨床情報について収集し、医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する。【保健所】
- ③ （学校サーベイランス）幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校、大学、短大



等から、インフルエンザ様症状の患者による臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）の状況及び欠席者の報告を受ける【子ども未来部、保健所、教育総務部、学校教育部】

- ④ 引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランス（定点サーベイランス）を実施する。【保健所】
- ⑤ 入院の有無にかかわらず、新型インフルエンザと診断された患者が死亡した場合や、死亡した者について確認検査により新型インフルエンザと判明した場合、新型インフルエンザによる一定程度以上（人工呼吸器の装着等）の重症患者が発生した場合には、速やかに医療機関から提出された情報を厚生労働省へ報告する。【保健所】

## (2)-2 調査研究

- ① 市は、国、県と連携し、発生した市内患者について、初期の段階には、積極的疫学調査チームの派遣を要請するなどし、互いに連携して調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。【保健所】
- ② 全数把握した症例において、国が行う積極的疫学調査に協力する。【保健所】

## (3) 情報提供・共有

### (3)-1 情報提供

- ① 市民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。【総合政策部、保健所、関係各部署】
- ② 特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。【総合政策部、子ども未来部、保健所、教育総務部、学校教育部、保健福祉部、関係各部署】
- ③ 市民から相談窓口寄せられる問い合わせ、県、他市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。【関係各部署】
- ④ 新型インフルエンザ等に対する関連通知等を関係機関に通知する。【保健所】

### (3)-2 情報共有

引き続き、国や県、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。  
【総合政策部、保健所、関係各部署】

(3)-3 相談窓口等の体制充実・強化

- ① 国の要請に基づき、相談窓口等の体制を充実・強化する。【総合政策部、保健所、関係各部署】
- ② 状況の変化に応じ、県と連携し、国が作成したQ & Aを修正して活用し、相談窓口を充実・強化する。【総合政策部、保健所、関係各部署】

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 県内でのまん延防止対策の準備

① 感染対策実施の呼びかけ

業界団体等を経由し又は直接、住民や事業者等に対して、次の呼びかけを行う。

【総合政策部、保健福祉部、保健所、子ども未来部、教育総務部、学校教育部、関係各部署】

- a. 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を呼びかける。
- b. ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業を適切に行うよう学校の設置者に呼びかける。
- c. 関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染防止策を強化するよう呼びかける。

② 濃厚接触者対策

引き続き、国・県と連携し、国内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康監視の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。また検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。

【保健所】

(4)-2 水際対策

国の水際対策が継続される場合、引き続き協力する。【保健所】

(4)-3 予防接種

(4)-3-1 特定接種

新型インフルエンザ等対策に携わる市職員に対し、特定接種を行う。【保健所】

(4)-3-2 住民接種

① 住民接種の実施

国が決定した住民への接種順位に基づき、予防接種法第6条第3項に規定する新臨時接種を実施するよう対象者への勧奨に努める。【保健所】

② パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に規定する接種を開始するとともに、その接種に関する情報提供を開始する。【保健所】

③ 事前に定めた接種体制に基づき、具体的な接種の準備をすすめる。【保健所】

#### (4)-4 緊急事態宣言がなされた場合の措置

① 緊急事態宣言がなされた場合は県が行う以下の対策に、必要に応じ協力する。【関係各部署】

[奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画より抜粋]

新型インフルエンザ等緊急事態宣言において、県は国の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

- ・ 特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、都道府県内のブロック単位）とすることが考えられる。
- ・ 特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命・健康の保護、市民生活・市民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

なお、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

- ・ 特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

② 市民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

【保健所】

### (5) 医療

#### (5)-1 医療体制の整備

① 国の要請に基づき、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼

吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続する。【保健所】

- ② 一般医療機関においても、新型インフルエンザ等の患者を診察する可能性があることから、院内感染対策等を進めるよう要請する。【保健所】
- ③ 発生国からの帰国者等であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。【総合政策部、保健所】

(5)-2 医療機関等への情報提供

海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。【保健所】

(5)-3 患者への対応等

国・県と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。【保健所】

(5)-4 検査体制の整備

海外発生時に引き続き、ウイルス株の情報に基づき、新型インフルエンザ等に対するPCR検査体制を確立した奈良県保健研究センターへの検体搬送の体制を維持する。【保健所】

(5)-5 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与

新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。【保健所】

(5)-6 帰国者・接触者相談センターの充実・強化

海外発生期に引き続き、次の措置を講ずる。

- ① 帰国者・接触者相談センターの充実・強化を行う。（人員の増加、24時間体制での開設など）【総合政策部、保健所】
- ② 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センターを通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。【総合政策部、保健所】

## (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

### (6)-1 新型インフルエンザ等発生時の要援護者対策

計画に基づき、要援護者対策を実施する

- ① 新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。【保健福祉部、保健所、関係各部署】
- ② 食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、対応する。【保健福祉部、保健所、関係各部署】

### (6)-2 遺体の火葬・安置

火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう県と連携して準備を行う。併せて、作業に必要となる人員等の確保についても準備を行う。【市民生活部】

### (6)-3 安定した水道の供給

まん延時も水道施設の機能維持ができるように職員の確保等、体制を整備する。【企業局】

### (6)-4 緊急事態宣言がなされている場合の措置

緊急事態宣言がなされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

#### ①水の安定供給

水道事業者である市は、行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。【総合政策部、企業局】

#### ②生活関連物資等の価格の安定等

市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、県が県内の事業者に対しても食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう監視・要請することに協力する。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。【総合政策部、関係各部署】

#### ③サービス水準に係る市民の呼びかけ

県と連携して事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、まん延した段階においてサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。【総合政策部、関係各部署】

- ④県は、緊急の必要がある場合には、指定（地方）公共機関に対し、食料品、医薬品、医療機器等の輸送、配送を要請する。市は、その動向に十分留意する。【関係各部署】

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>県内発生早期</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <b>予想される状況</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内において新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</li> <li>・国内では、国内発生早期又は国内感染期にあることが想定される。<br/> （国内発生早期）国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。<br/> （国内感染期）国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）</li> <li>・国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                   |
| <b>目的</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 県内・市内での感染拡大をできる限り抑える。</li> <li>2) 患者に適切な医療を提供する。</li> <li>3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| <b>対策の考え方</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。発生した新型インフルエンザ等の状況により、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされる場合は、積極的な感染防止策等をとる。</li> <li>2) 医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るために、市民への積極的な情報提供を行う。</li> <li>3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国から提供される国内外の情報を医療機関等に提供する。</li> <li>4) 新型インフルエンザ等患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染防止策を実施する。</li> <li>5) 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。</li> <li>6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。</li> </ol> |

#### **(1) 実施体制**

##### **(1)-1 実施体制**

- ① 県内での発生が確認された場合は、速やかに本市対策本部を設置し、県内発生早期における対策等を実行するとともに、感染拡大に備えた対応を検討する。【総合政策部、保健所、消防局、関係各部署】

② 県内に国による政府新型インフルエンザ等現地対策本部を設置した場合、これと連携して対応する。【総合政策部、保健所、消防局、関係各部局】

(1)-2 市対策本部の設置（緊急事態宣言がなされた場合）

緊急事態宣言がなされた場合、速やかに本市対策本部を設置する。【総合政策部、保健所、消防局、関係各部局】

**(2) サーベイランス・情報収集**

(2)-1 情報収集

引き続き、WHO、政府対策本部、国立感染症研究所等の発表等を通じて、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況や、抗インフルエンザ薬やワクチンの有効性・安全性等について、必要な情報を収集する。【総合政策部、保健所】

(2)-2 サーベイランス

- ①（患者全数把握）新型インフルエンザ等患者及び入院患者の全数把握を県内感染期に入るまでの間引き続き実施する。【保健所】
- ② 医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のため、新型インフルエンザ等患者の臨床情報を収集する。【保健所】
- ③（学校サーベイランス）幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校、大学、短大等から、インフルエンザ様症状の患者による臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）の状況及び欠席者の報告を受ける。【子ども未来部、保健所、教育総務部、学校教育部】
- ④ 国、県と連携し、国内の発生状況を把握し、必要な対策を実施する。【関係各部局】

(2)-3 調査研究

発生した市内患者について、初期の段階には、積極的疫学調査チームの派遣などを受けて、国・県と連携して調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。【保健所】

**(3) 情報提供・共有**

(3)-1 情報提供

- ① 引き続き、本市対策本部からの情報も含め、市民等に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、実施主体等を詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。【総合政策部、保健所】
- ② 特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。【総合政策部、保健福祉部、保健所、子ども未来部、教育総務部、学校教育部、関係各部局】

- ③ 市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県、他市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、再度の情報提供に反映する。【関係各部署】
- ④ 地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供する。【関係各部署】
- ⑤ 新型インフルエンザ等に対する関連通知等を関係機関に通知する。【保健所】
- ⑥ 職員に対し国内外の発生状況や具体的な対策等について本市対策本部からの情報を周知する。【総合政策部、保健所】
- ⑦ 新型インフルエンザ等の発生時における記者発表にあたっては政府対策本部及び厚生労働省や都道府県等と情報を共有するとともに、発表の方法等については、これらの関係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討を行っておく。【総合政策部、保健所、関係各部署】

### (3)-2 情報共有

引き続き、国や県、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。【総合政策部、保健所、関係各部署】

### (3)-3 相談窓口等の充実・強化

- ① 引き続き、相談窓口等を充実・強化する。（人員増・24時間体制など）【総合政策部、総務部、保健所、関係各部署】
- ② 引き続き、状況の変化に応じて改定された国のQ & Aを活用し、相談窓口を充実・強化する。【総合政策部、保健所、関係各部署】

## (4) 予防・まん延防止

### (4)-1 県内・市内での感染拡大防止策

#### ① 感染対策実施の呼びかけ

業界団体等を経由し又は直接、住民や事業者等に対して、次の呼びかけを行う。【総合政策部、保健福祉部、子ども未来部、保健所、教育総務部、学校教育部、関係各部署】

- a. 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を呼びかける。
- b. ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業を適切に行うよう学校の設置者に呼びかける。



- c. 関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染防止策を強化するよう呼びかける。
- d. 公共交通機関に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう呼びかける。

## ② 濃厚接触者対策

国・県と十分に連携・調整し、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康監視等）の措置を行う。【保健所】

- ・ 患者に対し、感染症法第15条に規定する積極的疫学調査を実施することにより、当該患者の濃厚接触者を特定する。
- ・ 新型インフルエンザ等の患者の濃厚接触者は、すでに感染している可能性があるため、潜伏期間中は、必要に応じ濃厚接触者対策（感染症法第44条の3又は第50条の2の規定に基づく外出自粛の要請等される場合と、季節性インフルエンザ対策と同様な任意の協力を求める基本的な感染対策として実施する場合がある。）を実施する。なお、状況に応じ、必要な抗インフルエンザ薬の予防内服を実施する場合もある。なお、患者が学校などに通っていた場合には、集団感染のおそれがあることから、感染症法に基づく対策以外に、学校保健安全法に基づく臨時休業の実施についても検討する。
- ・ 新型インフルエンザ等の病原体が季節性インフルエンザと同程度であることが判明した場合等、季節性インフルエンザ対策よりも強い対策を実施する必要性がないことが明らかになった場合には、特別の対策を速やかに中止する。
- ・ 感染症法に基づく入院措置等を中止した後、国から指示された日数を目安に、必要に応じて、患者及び濃厚接触者に対して自宅待機を求めることを検討する。

## (4)-2 水際対策

国の水際対策が継続される場合、引き続きそれに協力する。【総合政策部、保健所、関係各部署】

## (4)-3 予防接種

### (4)-3-1 特定接種

引き続き、新型インフルエンザ等対策に携わる市職員に対して特定接種を実施する。【保健所】

### (4)-3-2 住民接種

#### ①住民接種の実施

国が決定した接種順位を踏まえ、パンデミックワクチンが供給可能になり次第、関係者の協力を得て接種を開始するとともに、接種に関する情報提供を開始する。【保健所】

#### ③ 緊急事態宣言がなされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく

新臨時接種を進める。【保健所】

③住民接種の有効性・安全性に係る調査

予防接種の実施主体である市は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。【保健所】

(4)-4 緊急事態宣言がなされている場合の措置

①緊急事態宣言がなされている場合には、県が行う以下の対策に必要なに応じ協力する。

【総合政策部、保健所、関係各部署】

[奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画より抜粋]

県は、緊急事態宣言がなされた場合には、国が示す基本的対処方針に基づき、必要に応じ、次の対策を行う。

・特措法第45条第1項に基づき、県民に対して、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて、期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策を徹底するよう要請する。この際、対象となる区域（市町村単位、都道府県内のブロック単位）については、人の移動の実態等を踏まえ、感染拡大防止に効果があると考えられる区域とする。

・特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対して、期間を定めた上で、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・経済の混乱を回避するために特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

なお、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

・特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設等について、職場も含め、感染対策の徹底の要請を行う。当該要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行う。当該要請にもなお応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・経済の混乱を回避するため特に必要と認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。なお、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

②住民接種

本市は、国が示す基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。【保健所】

(5) 医療

(5)-1 医療体制の整備

① 国の要請に基づき、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触

者相談センターにおける相談体制を、引き続き継続する。【保健所】

- ② 国・県と連携し、一般医療機関においても、新型インフルエンザ等の患者を診察する可能性があることから、院内感染対策等を進めるよう要請する。【保健所】

- ③ 県と連携し、発生国からの帰国者等であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

【保健所】

- ④ 国・県と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。【保健所】

#### (5)-2 帰国者・接触者相談センターの充実・強化

引き続き、次の措置を講ずる。

- ① 帰国者・接触者相談センターの充実・強化を行う。（人員の増加、24時間体制での開設など）【総務部、保健所】

- ② 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センターを通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。【総合政策部、保健所】

#### (5)-3 医療機関等への情報提供

新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。【保健所】

#### (5)-4 患者への対応等

国・県と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。【保健所】

#### (5)-5 検査体制の整備及び運営等

全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、県内の患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等は新たなウイルスの出現が疑われる場合や重症者等に限定して行う。そのため、市は、ウイルス株の情報に基づき、新型インフルエンザ等のPCR検査体制を確立した奈良県保健研究センターへ、検査が必要と判断された検体について搬送を行う。【保健所】

#### (5)-6 在宅患者等への支援

県の実情により、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する新型インフルエンザ等患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応に係る準備を行う。【関係各部署】

## (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

### (6)-1 新型インフルエンザ等発生時の要援護者対策

計画に基づき、要援護者対策を実施する。

- ① 新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。【保健福祉部、保健所、関係各部署局】
- ② 食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、対応する。【保健福祉部、保健所、関係各部署局】

### (6)-2 遺体の火葬・安置

火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。併せて、作業に必要となる人員等の確保についても準備を行う。【市民生活部】

### (6)-3 安定した水道の供給

まん延時も水道施設の機能維持ができるように職員の確保等、体制を整備する。【企業局】

### (6)-4 緊急事態宣言がなされている場合の措置

緊急事態宣言がなされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

#### ① 水の安定供給

水道事業者である市は、行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。【総合政策部、企業局】

#### ② 生活関連物資等の価格の安定等

市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、県が県内の事業者に対しても食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう監視・要請することに協力する。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。【総合政策部、関係各部署局】

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>県内感染期</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <b>予想される状況</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。</li> <li>・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。</li> <li>・ 国内では、国内感染期にある。</li> </ul> <p>（国内感染期）国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <b>目的</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 医療体制を維持する。</li> <li>2) 健康被害を最小限に抑える。</li> <li>3) 市民生活・経済への影響を最小限に抑える。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <b>対策の考え方</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は実施する。</li> <li>2) 市内の発生状況等から実施すべき対策の判断を行う。</li> <li>3) 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動についてわかりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。</li> <li>4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数なるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。</li> <li>5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。</li> <li>6) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。</li> <li>7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。</li> <li>8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小もしくは中止を図る。</li> </ol> |

#### **(1) 実施体制**

##### **(1)-1 実施体制**

- ① 県内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態となり、かつ、国が国内感染期の基本的対処方針及び国内感染期であることを公示したときは、本市対策本部を設置するとともに、県が協議した対策に基づき、市の対策を協

議する。【総合政策部、保健所、消防局、関係各部署】

(1)-2 緊急事態宣言がなされている場合の措置

緊急事態宣言がなされている場合には、上記の対策に加え、国が示す基本的対処方針に基づき、必要に応じ、次の対策を行う。

- ① 緊急事態宣言がなされた場合、速やかに本市対策本部を設置する。【総合政策部、保健所、消防局、関係各部署】
- ② 新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合には、特措法に基づく他の地方公共団体による代行、応援、職員の派遣等の措置の活用を行う。【総合政策部、保健所、消防局、関係各部署】

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

引き続き、WHO、政府対策本部、国立感染症研究所等の発表等を通じて、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況や、各国の対応等について、必要な情報を収集する。  
【総合政策部、保健所】

(2)-2 サーベイランス

新型インフルエンザ等患者の全数把握は中止し、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。【保健所】

(2)-3 調査研究

引き続き、発生した市内患者について、国・県と連携して調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。【保健所】

(3) 情報提供・共有

(3)-1 情報提供

- ① 引き続き、本市対策本部からの情報も含め、市民等に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、実施主体等を詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。【総合政策部、保健所】
- ② 特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、市の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策や、社会活動の状況についての情報を適切に提供する。【総合政策部、保健所、子ども未来部、教育総務部、学校教育部、関係各部署】
- ③ 引き続き、市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、他市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、

再度の情報提供に反映する。【関係各部署】

(3)-2 情報共有

引き続き、国や県、関係機関等との、インターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針の迅速な伝達と、流行や対策の状況把握を行う。【総合政策部、保健所、関係各部署】

(3)-3 相談窓口等の継続

引き続き、状況の変化に応じて改定された国のQ & Aを活用し相談窓口等を継続する。【総合政策部、保健所、関係各部署】

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 県内での感染拡大防止策

① 感染対策実施の要請

業界団体等を経由し又は直接、住民や事業者等に対して、次の呼びかけを行う。【総合政策部、保健福祉部、子ども未来部、保健所、教育総務部、学校教育部、関係各部署】

- a. 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を呼びかける。
- b. ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染症対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業を適切に行うよう学校の設置者に呼びかける。
- c. 関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染防止策を強化するよう呼びかける。
- d. 公共交通機関に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう呼びかける。

② 濃厚接触者対策

- ・ 県内感染期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康監視等）は中止する。【保健所】
- ・ 県内感染期となった場合において、県と連携し、医療機関に対して、患者との濃厚接触者（同居者を除く）への抗インフルエンザ薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請する。患者の同居者に対する予防投与については、それまでに実施された予防投与の効果を評価した上で継続の有無を決定する。【保健所】

(4)-2 予防接種

(4)-2-1 住民接種

住民接種の実施

緊急事態宣言がなされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。【保健所】

#### (4)-2-2 住民接種の広報・相談

住民接種の実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。

病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、市町村としてはワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供しておく必要がある。【保健所】

#### (4)-2-3 住民接種の有効性・安全性に係る調査

予防接種の実施主体である市は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。【保健所】

#### (4)-3 緊急事態宣言がなされている場合の措置

##### ①緊急事態宣言がなされている場合には、県が行う以下の対策に、必要に応じ協力する。

【総合政策部、保健所、関係各部署】

[奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画より抜粋]

- 新型インフルエンザ等緊急事態においては、患者数の増加に伴い医療体制の負荷が課題となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、国が示す基本的対応方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。
- ・ 特措法第45条1項に基づき、県民に対して、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染防止策の徹底を要請する。
  - ・ 特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。
  - ・ 特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・経済の混乱を回避するために特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。
- 特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

##### ②住民接種

本市は、厚生労働大臣の指示する住民への接種順位に係る基本的な考え方等に基づき、特措法第46条の規定及び予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。【保健所】



## (5) 医療

### (5)-1 医療機関等への情報提供

海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。【保健所】

### (5)-2 患者への対応

- ① 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。
- ② 国の要請を受け、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう関係機関に周知する。【保健所】
- ③ 国が次のような方針を示した場合、医療機関に周知する。
  - ・ 高血圧等の慢性疾患および新型インフルエンザについて電話診療が可能な場合における抗インフルエンザ薬等の処方箋発行やファクシミリ等による送付。【保健所】

### (5)-3 在宅患者等への支援

県の実情により、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する新型インフルエンザ等患者への支援（見回り、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。【関係各部署】

### (5)-4 緊急事態宣言がなされている場合の措置

緊急事態宣言がなされている場合には、県が行う以下の対策に、必要に応じ協力する。  
【総合政策部、保健所、関係各部署】

[奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画より抜粋]

- ① 引き続き、医療機関並びに医薬品等の販売業者等である指定地方公共機関に対して、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずるよう要請する。
- ② 国と連携し、県内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

## (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

### (6)-1 食料品・生活必需品等の確保

市民に対し、外出自粛等に備え、食料品や生活必需品等を適切に備蓄するように呼

びかける。【関係各部署】

(6)-2 新型インフルエンザ等発生時の要援護者対策

(6)-2-1 要援護者対策の実施

計画に基づき、要援護者対策を実施する。

- ① 新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。【保健福祉部、保健所、関係各部署】
- ② 引き続き食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、対応する。【保健福祉部、保健所、関係各部署】

(6)-3 埋葬・火葬の特例等

- ① 県等からの要請に応じ、可能な限り火葬炉を稼働させる。【市民生活部】
- ② 県等からの要請に応じ、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。【市民生活部】
- ③ 埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、国が緊急の必要があると認めるときは、当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬又は火葬の手続の特例が定められたため、この特例に基づき必要な対応を実施する。【市民生活部】
- ④ 県において、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。【市民生活部】

(6)-4 安定した水道の供給

まん延時も水道施設の機能維持ができるように職員の確保等、体制を整備する。【企業局】

(6)-5 緊急事態宣言がなされている場合の措置

緊急事態宣言がなされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 水の安定供給

水道事業者である市は、行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。【総合政策部、企業局】

② サービス水準に係る市民への呼びかけ

市内の事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、市民に対して、まん延した段階においてサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。【関係各部署】

③ 生活関連物資等の価格の安定等

・ 市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供

給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。【総合政策部、関係各部局】

- ④ 国からの要請を受け、在宅高齢者障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、訪問看護、食事の提供、医療機関への搬送）や自宅で死亡した患者へ対応する。  
【保健福祉部、保健所、関係各部局】

|                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>小康期</b>                                                                                                                                                                                              |
| <b>予想される状況</b>                                                                                                                                                                                          |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内の新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。</li> <li>・ 大流行はいったん終息している状況。</li> </ul>                                                                                |
| <b>目的</b>                                                                                                                                                                                               |
| 1) 県民・市民生活・経済の回復を図り、流行の第二波に備える。                                                                                                                                                                         |
| <b>対策の考え方</b>                                                                                                                                                                                           |
| 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。<br>2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。<br>3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。<br>4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。 |

#### (1) 実施体制

##### (1)-1 実施体制の縮小等

- ① 国が縮小する措置などに係る基本的対処方針を示し、小康期に入った旨の公示を行った場合は、県が小康期に入ったことを宣言する。市は、第二波に備えた対策等を実行する。【関係各部署】

##### (1)-2 緊急事態解除宣言

- ① 緊急事態宣言がされていた場合であって、国が、緊急事態措置の必要がなくなったと判断し、緊急事態措置解除宣言を行った場合は、緊急事態宣言に基づく措置を中止する。【総合政策部、保健所、消防局、関係各部署】
- ② 緊急事態解除宣言が発出された時、あるいは、県が県対策本部を廃止した時は、速やかに本市対策本部を廃止する。【総合政策部、保健所、消防局、関係各部署】

##### (1)-3 対策の評価・見直し

これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、国の政府行動計画、ガイドラインを参考に市行動計画等の見直しを行う。【総合政策部、保健所、消防局、関係各部署】

#### (2) サーベイランス・情報収集

##### (2)-1 サーベイランス

- ① 通常のサーベイランスを継続する。【保健所】
- ② 再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を

強化する。【保健所】

### (3) 情報提供・共有

#### (3)-1 情報提供

- ① 引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。【総合政策部、保健所、関係各部署】
- ② 市民からコールセンター等に寄せられた問い合わせ、関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供の在り方を評価し、見直しを行う。【総合政策部、子ども未来部、保健所、教育総務部、学校教育部】

#### (3)-2 情報共有

市は、県が、国や他の地方公共団体や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握することに協力する。【総合政策部、保健所、関係各部署】

#### (3)-3 相談窓口等の体制の縮小

- ① 状況を見ながら、相談窓口等の体制を縮小する。【総合政策部、保健所】
- ② 県からのコールセンター等の体制の縮小の要請があれば、縮小する。【総合政策部、保健所、関係各部署】

### (4) 予防・まん延防止

#### (4)-1 住民接種の実施

流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。【保健所】

#### (4)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、流行の第二波に備え、国及び県と連携し特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種を進める。【保健所】

### (5) 医療

#### (5)-1 医療体制

国・県と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。【市民生活部、保健所】

#### (5)-2 抗インフルエンザウイルス薬

国が示す国内外で得られた新型インフルエンザ等についての知見を整理し、国が作成した適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針について、必要に応じ、医療機関に対し周知する。【保健所】

#### (5)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

必要に応じ、国内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。【保健所】

**(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保**

**(6)-1 新型インフルエンザ等発生時の要援護者対策**

新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。【保健福祉部、保健所、関係各部署】

**(6)-2 緊急事態宣言がなされている場合の措置**

国、県と連携し、県内・市内の状況等を踏まえ、県内感染期で講じた措置を継続し、また、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。【総合政策部、保健所、消防局、関係各部署】

## 資料—1 奈良市新型インフルエンザ等対策連絡会議運営要領

### (設置)

第1条 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。次条において「法」という。)第8条第1項の規定により作成された奈良市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「行動計画」という。)に基づく対策を実施するに当たり、必要な事項について連絡及び調整を行わせるため、奈良市新型インフルエンザ等対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項について連絡及び調整を行う。

- (1) 法第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等(以下「新型インフルエンザ等」という。)に関する情報収集及び情報提供に関すること。
- (2) 新型インフルエンザ等に関する連携体制の構築に関すること。
- (3) 行動計画に基づく対策に関する体制の整備に関すること。
- (4) その他行動計画に基づく対策に関し、市長が必要と認めること。

### (組織)

第3条 連絡会議は、議長、副議長、議長補佐及び委員をもって構成する。

2 議長には危機管理監、副議長には総合政策部長・保健所長及び消防局長、議長補佐には保健所次長及び消防危機統制監の職にある者を充てる。

3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

4 議長は、連絡会議を代表し、その事務を総理する。

5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、副議長の中から議長があらかじめ定めた順序により1名がその職務を代理する。

6 議長補佐は、保健所次長及び消防危機統制官をもって充て、議長及び副議長を補佐するとともに、事務局の総括を行う。

### (会議)

第4条 連絡会議の会議は議長が招集する。

2 委員は、会議に出席できないときは、代理者を当該会議に出席させることができる。

3 議長は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、また、委員の一部をもって開催することができる。

### (庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、危機管理課及び保健総務課・保健予防課において行う。

### (その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、連絡会議の設置に関し必要な事項は議長が定める。

### 附 則

この要領は、平成27年3月19日から施行する。

(別表)

奈良市新型インフルエンザ等対策連絡会議委員一覧表（案）

|    | 役 職 | 部かいい名  | 構 成 員     |
|----|-----|--------|-----------|
| 1  | 委員  | 総合政策部  | 広報広聴課長    |
| 2  | 〃   | 総合政策部  | 総合政策課長    |
| 3  | 〃   | 総合政策部  | 危機管理課長    |
| 4  | 〃   | 総務部    | 人事課長      |
| 5  | 〃   | 総務部    | 管財課長      |
| 6  | 〃   | 財務部    | 財政課長      |
| 7  | 〃   | 市民生活部  | 生活環境課長    |
| 8  | 〃   | 市民生活部  | 医療政策課長    |
| 9  | 〃   | 市民活動部  | 地域活動推進課長  |
| 10 | 〃   | 保健福祉部  | 福祉政策課長    |
| 11 | 〃   | 保健福祉部  | 障がい福祉課長   |
| 12 | 〃   | 保健福祉部  | 長寿福祉課長    |
| 13 | 〃   | 子ども未来部 | 子ども政策課長   |
| 14 | 〃   | 子ども未来部 | こども園推進課長  |
| 15 | 〃   | 保健所    | 保健総務課長    |
| 16 | 〃   | 保健所    | 保健・環境検査課長 |
| 17 | 〃   | 保健所    | 生活衛生課長    |
| 18 | 〃   | 保健所    | 保健予防課長    |
| 19 | 〃   | 保健所    | 健康増進課長    |
| 20 | 〃   | 環境部    | 企画総務課長    |
| 21 | 〃   | 観光経済部  | 観光戦略課長    |
| 22 | 〃   | 観光経済部  | 農林課長      |
| 23 | 〃   | 教育総務部  | 教育総務課長    |
| 24 | 〃   | 学校教育部  | 学校教育課長    |
| 25 | 〃   | 学校教育部  | 保健給食課長    |
| 26 | 〃   | 消防局    | 総務課長      |
| 27 | 〃   | 消防局    | 救急課長      |



## 資料—2 奈良市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議運営要領

### (設置)

第1条 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。次条において「法」という。)第8条第1項の規定により作成された奈良市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「行動計画」という。)に基づく対策を実施するに当たり、方針等を決定するため、奈良市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議(以下「調整会議」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項について連絡及び調整を行う。

- (1) 法第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等(以下「新型インフルエンザ等」という。)に関する情報の分析・検討に関すること。
- (2) 新型インフルエンザ等のまん延防止及び予防対策に関すること。
- (3) 市民、報道機関等に対する情報提供に関すること。
- (4) 関係機関との連絡調整及び協力要請に関すること。
- (5) その他行動計画に基づく対策に関し、市長が必要と認めること。

### (組織)

第3条 調整会議は、議長、副議長及び委員をもって構成する。

- 2 議長には危機管理監、副議長には総合政策部長・保健所長及び消防局長の職にある者を充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 4 議長は、調整会議を代表し、その事務を総理する。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、副議長の中から議長があらかじめ定めた順序により1名がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 調整会議の会議は議長が招集する。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、代理者を当該会議に出席させることができる。
- 3 議長は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、また、委員の一部をもって開催することができる。

### (庶務)

第5条 調整会議の庶務は、危機管理課及び保健総務課・保健予防課において行う。

### (その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、調整会議の設置に関し必要な事項は議長が定める。

### 附 則

この要領は、平成27年3月19日から施行する。

(別表)

奈良市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議委員一覧表

|    | 役 職 | 構 成 員         |
|----|-----|---------------|
| 1  | 委員  | 総務部長          |
| 2  | 〃   | 財務部長          |
| 3  | 〃   | 市民生活部長        |
| 4  | 〃   | 市民活動部長        |
| 5  | 〃   | 保健福祉部長        |
| 6  | 〃   | 子ども未来部長       |
| 7  | 〃   | 環境部長          |
| 8  | 〃   | 観光経済部長        |
| 9  | 〃   | 都市整備部長        |
| 10 | 〃   | 建設部長          |
| 11 | 〃   | 会計契約部長（会計管理者） |
| 12 | 〃   | 教育総務部長        |
| 13 | 〃   | 学校教育部長        |
| 14 | 〃   | 議会事務局長        |
| 15 | 〃   | 企業局経営部長       |

### 資料—3 奈良市新型インフルエンザ等対策本部条例

奈良市新型インフルエンザ等対策本部条例 （平成 25 年 3 月 28 日条例第 17 号）

#### （趣旨）

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 37 条において準用する法第 26 条の規定に基づき、奈良市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

#### （組織）

第 2 条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、対策本部の事務を整理するほか、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に、本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

#### （会議）

第 3 条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（次項において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第 35 条第 4 項の規定に基づき、国の職員、奈良県の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

#### （部）

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

#### （雑則）

第 5 条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

#### 附 則

この条例は、法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

## 資料—4 奈良市新型インフルエンザ等対策本部運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第34条の規定に基づく奈良市新型インフルエンザ等対策本部条例(平成25年3月28日条例第17号。以下「条例」という。)で定める奈良市新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)の運営に必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 対策本部は、次に掲げる事項について協議し、必要な対策を実施するものとする。

- (1) 法第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等(以下「新型インフルエンザ等」という。)の市内発生時に備えた総合的な対策に関する事項
- (2) 新型インフルエンザ等の市内発生時における感染者及びその家族への支援・指導に関する事項
- (3) 新型インフルエンザ等の市内発生時における感染拡大防止に関する事項
- (4) 関係機関等との連絡調整に関する事項
- (5) その他本部長が必要とする事項

(副本部長及び本部員)

第3条 条例第2条第2項に規定する奈良市新型インフルエンザ等対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副市長をもって充てる。

2 条例第2条第3項に規定する対策本部員(以下「本部員」という。)は、別表1に掲げる職にある者を充てる。

(本部会議)

第4条 条例第3条第1項に規定する対策本部の会議(以下「本部会議」という。)は、奈良市新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)、副本部長のほか本部員により構成する。

(幹事会議)

第5条 本部長は、庁内各部局における新型インフルエンザ等対策の実施に関する事項を決定するために、本部会議の下に幹事会議を置く。

2 幹事会議の構成員は、別表2に掲げる職にある者を充てる。

3 幹事会議は、必要に応じて構成員以外の者を出席させ、また、構成員の一部をもって開催することができる。

(庶務)

第6条 対策本部の庶務は、危機管理課及び保健総務課・保健予防課において行う。

2 幹事会議の庶務は危機管理課において行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、対策本部の設置に関し必要な事項は本部長が定める。

附則

この要領は、平成27年3月19日から施行する。

(別表1)

奈良市新型インフルエンザ等対策本部員一覧表 (案)

|    | 役 職 | 部 局 名  | 構 成 員          |
|----|-----|--------|----------------|
| 1  | 本部員 |        | 教育長            |
| 2  | 〃   | 企業局    | 企業局長           |
| 3  | 〃   |        | 法令遵守監察監        |
| 4  | 〃   |        | 危機管理監          |
| 5  | 〃   | 総合政策部  | 総合政策部長         |
| 6  | 〃   | 保健所    | 保健所長           |
| 7  | 〃   | 消防局    | 消防局長           |
| 8  | 〃   | 総務部    | 総務部長           |
| 9  | 〃   | 財務部    | 財務部長           |
| 10 | 〃   | 市民生活部  | 市民生活部長         |
| 11 | 〃   | 市民活動部  | 市民活動部長         |
| 12 | 〃   | 保健福祉部  | 保健福祉部長         |
| 13 | 〃   | 子ども未来部 | 子ども未来部長        |
| 14 | 〃   | 環境部    | 環境部長           |
| 15 | 〃   | 観光経済部  | 観光経済部長         |
| 16 | 〃   | 都市整備部  | 都市整備部長         |
| 17 | 〃   | 建設部    | 建設部長           |
| 18 | 〃   | 会計契約部  | 会計契約部長 (会計管理者) |
| 19 | 〃   | 教育総務部  | 教育総務部長         |
| 20 | 〃   | 学校教育部  | 学校教育部長         |
| 21 | 〃   | 議会事務局  | 事務局長           |
| 22 | 〃   | 企業局経営部 | 経営部長           |

(別表 2)

奈良市新型インフルエンザ等対策本部幹事会議構成員一覧表 (案)

| 役 職    | 部 局 名  | 構 成 員       |
|--------|--------|-------------|
| 1 議長   |        | 危機管理監       |
| 2 副議長  | 総合政策部  | 総合政策部長      |
| 3 //   | 保健所    | 保健所長        |
| 4 //   | 消防局    | 消防局長        |
| 5 議長補佐 | 保健所    | 保健所次長       |
| 6 //   | 消防局    | 消防危機統制監     |
| 7 幹事   | 総合政策部  | 秘書課長        |
| 8 //   | 総合政策部  | 広報広聴課長      |
| 9 //   | 総合政策部  | 総合政策課長      |
| 10 //  | 総合政策部  | 危機管理課長      |
| 11 //  | 総務部    | 総務課長        |
| 12 //  | 総務部    | 人事課長        |
| 13 //  | 総務部    | 管財課長        |
| 14 //  | 財政部    | 財政課長        |
| 15 //  | 市民生活部  | 市民課長        |
| 16 //  | 市民生活部  | 生活環境課長      |
| 17 //  | 市民生活部  | 医療政策課長      |
| 18 //  | 市民活動部  | 協働推進課長      |
| 19 //  | 市民活動部  | 地域活動推進課長    |
| 20 //  | 保健福祉部  | 福祉政策課長      |
| 21 //  | 保健福祉部  | 障がい福祉課長     |
| 22 //  | 保健福祉部  | 長寿福祉課長      |
| 23 //  | 子ども未来部 | 子ども政策課長     |
| 24 //  | 子ども未来部 | こども園推進課長    |
| 25 //  | 保健所    | 保健総務課長      |
| 26 //  | 保健所    | 保健・環境検査課長   |
| 27 //  | 保健所    | 生活衛生課長      |
| 28 //  | 保健所    | 保健予防課長      |
| 29 //  | 保健所    | 健康増進課長      |
| 30 //  | 環境部    | 企画総務課長      |
| 31 //  | 観光経済部  | 観光戦略課長      |
| 32 //  | 観光経済部  | 農林課長        |
| 33 //  | 都市整備部  | 都市計画課長      |
| 34 //  | 建設部    | 土木管理課長      |
| 35 //  | 会計契約部  | 指導監察課長      |
| 36 //  | 教育総務部  | 教育総務課長      |
| 37 //  | 学校教育部  | 学校教育課長      |
| 38 //  | 学校教育部  | 保健給食課長      |
| 39 //  | 消防局    | 総務課長        |
| 40 //  | 消防局    | 救急課長        |
| 41 //  | 企業局    | 経営管理課長      |
| 42 //  |        | 選挙管理委員会事務局長 |
| 43 //  | 議会事務局  | 議会総務課長      |

## 資料—5 本市における新型インフルエンザ等対策の主な所掌事務

|                          |                                   |
|--------------------------|-----------------------------------|
| 総合政策部<br>保健所<br>消防局      | ・発生に備えた体制整備（未発生期から実施）             |
|                          | ・対策本部等の実施体制整備（未発生期から実施）           |
|                          | ・市行動計画の策定（未発生期から実施）               |
|                          | ・必要な防護具等の備蓄（未発生期から実施）             |
| 総合政策部                    | ・対策本部の設置（国が緊急事態宣言を行ったとき等）         |
|                          | ・対策連絡会、対策連絡調整会議の設置（危機管理監により開催決定）  |
|                          | ・関連情報の発表、報道機関との連絡調整               |
|                          | ・市民（外国人を含む）への情報提供及び啓発             |
|                          | ・相談窓口の設置（コールセンター等）                |
| 総務部                      | ・職員の健康管理及び感染防止対策                  |
|                          | ・車両、燃料の調達等、本部機能の維持                |
| 財務部                      | ・新型インフルエンザ等に関する予算の措置、確保           |
| 市民生活部                    | ・市立奈良病院、休日・夜間応急診療所等の機能整備          |
|                          | ・市民課、出張所、行政センター等での情報提供            |
|                          | ・遺体の安置・埋火葬                        |
| 市民活動部                    | ・地区自治連合会、自治会等への情報提供               |
| 保健福祉部                    | ・要援護者に対する支援体制整備（未発生期から実施）と実施      |
|                          | ・社会福祉施設等における感染及び感染拡大防止            |
|                          | ・食料品、生活必需品等の提供体制の確保               |
| 子ども未来部<br>教育総務部<br>学校教育部 | ・園児・児童・生徒等及び職員の健康管理               |
|                          | ・学校園の衛生管理                         |
|                          | ・学校園の臨時休業                         |
| 保健所                      | ・サーベイランスの収集・分析・強化                 |
|                          | ・相談窓口の設置（帰国者・接触者相談センター等）          |
|                          | ・帰国者等の健康監視                        |
|                          | ・新型インフルエンザ確認検査、調査                 |
|                          | ・特定接種及び住民の予防接種実施体制整備（未発生期から実施）と実施 |
| 観光経済部                    | ・高病原性鳥インフルエンザが疑われる野鳥の検査等への協力及び処分  |
|                          | ・企業、事業者との連携及び事業継続支援               |
|                          | ・観光客（外国人を含む）、旅館宿泊者等への情報提供         |
| 消防局                      | ・救急搬送に関すること                       |
| 企業局                      | ・ライフライン（水道事業）の確保                  |
| 各部共通                     | ・情報収集・提供                          |
|                          | ・市民への普及啓発                         |
|                          | ・集客、集会事業の制限                       |
|                          | ・所管施設等における利用者等の感染防止               |

## 資料—6 特定接種の対象となり得る業種・職務

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理した。

### (1) 特定接種の登録事業者

#### A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)

| 業種            | 類型  | 業種小分類                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 社会的役割                  | 担当省庁  |
|---------------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|-------|
| 新型インフルエンザ等医療型 | A-1 | 新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等により患していると疑うに足る正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション                                                                                                                                                                                                                     | 新型インフルエンザ等医療の提供        | 厚生労働省 |
| 重大・緊急医療型      | A-2 | 救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、社会保険病院、厚生年金病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関 | 生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供 | 厚生労働省 |

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載。



## B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1:介護・福祉型、B-2:指定公共機関型、B-3:指定公共機関同類型、B-4:社会インフラ型、B-5:その他)

| 業種                            | 類型         | 業種小分類                                                                                                    | 社会的役割                                     | 担当省庁  |
|-------------------------------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|-------|
| 社会保険・社会福祉・介護事業                | B-1        | 介護保険施設（A-1に分類されるものを除く。）、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援施設、救護施設、児童福祉施設 | サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供 | 厚生労働省 |
| 医薬品・化粧品等卸売業                   | B-2<br>B-3 | 医薬品卸売販売業                                                                                                 | 新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売             | 厚生労働省 |
| 医薬品製造業                        | B-2<br>B-3 | 医薬品製造販売業<br>医薬品製造業                                                                                       | 新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産             | 厚生労働省 |
| 医療機器修理業<br>医療機器販売業<br>医療機器賃貸業 | B-2<br>B-3 | 医療機器修理業<br>医療機器販売業<br>医療機器賃貸業                                                                            | 新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売               | 厚生労働省 |
| 医療機器製造業                       | B-2<br>B-3 | 医療機器製造販売業<br>医療機器製造業                                                                                     | 新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産               | 厚生労働省 |
| ガス業                           | B-2<br>B-3 | ガス業                                                                                                      | 新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給          | 経済産業省 |
| 銀行業                           | B-2        | 中央銀行                                                                                                     | 新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨および金融の安定            | 財務省   |
| 空港管理者                         | B-2        | 空港機能施設事業                                                                                                 | 新型インフルエンザ等発                               | 国土交通省 |

| 業種      | 類型         | 業種小分類                            | 社会的役割                                                                       | 担当省庁  |
|---------|------------|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|-------|
|         | B-3        |                                  | 生時における必要な旅客運送及び緊急物資の航空機による運送確保のための空港運用                                      |       |
| 航空運輸業   | B-2<br>B-3 | 航空運送業                            | 新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送                                           | 国土交通省 |
| 水運業     | B-2<br>B-3 | 外航海運業<br>沿海海運業<br>内陸水運業<br>船舶貸渡業 | 新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資（特措法施行令第14条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料をいう。以下同じ。）の運送業務 | 国土交通省 |
| 通信業     | B-2<br>B-3 | 固定電気通信業<br>移動電気通信業               | 新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保                                                   | 総務省   |
| 鉄道業     | B-2<br>B-3 | 鉄道業                              | 新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送                                           | 国土交通省 |
| 電気業     | B-2<br>B-3 | 電気業                              | 新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給                                            | 経済産業省 |
| 道路貨物運送業 | B-2<br>B-3 | 一般貨物自動車運送業                       | 新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送                                                 | 国土交通省 |
| 道路旅客運送業 | B-2<br>B-3 | 一般乗合旅客自動車運送業<br>患者等搬送事業          | 新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送                                                   | 国土交通省 |
| 放送業     | B-2<br>B-3 | 公共放送業<br>民間放送業                   | 新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供                                                   | 総務省   |
| 郵便業     | B-2        | 郵便                               | 新型インフルエンザ等発                                                                 | 総務省   |

| 業種            | 類型  | 業種小分類                                                        | 社会的役割                                                | 担当省庁                                         |
|---------------|-----|--------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
|               | B-3 |                                                              | 生時における郵便の確保                                          |                                              |
| 映像・音声・文字情報制作業 | B-3 | 新聞業                                                          | 新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供                            | —                                            |
| 銀行業           | B-3 | 銀行<br>中小企業等金融業<br>農林水産金融業<br>政府関係金融機関                        | 新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給                   | 金融庁<br>内閣府<br>経済産業省<br>農林水産省<br>財務省<br>厚生労働省 |
| 河川管理・用水供給業    | —   | 河川管理・用水供給業                                                   | 新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理 | 国土交通省                                        |
| 工業用水道業        | —   | 工業用水道業                                                       | 新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給                   | 経済産業省                                        |
| 下水道業          | —   | 下水道処理施設維持管理業<br>下水道管路施設維持管理業                                 | 新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営                           | 国土交通省                                        |
| 上水道業          | —   | 上水道業                                                         | 新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給                    | 厚生労働省                                        |
| 金融証券決済事業者     | B-4 | 全国銀行資金決済ネットワーク<br>金融決済システム<br>金融商品取引所等<br>金融商品取引清算機関<br>振替機関 | 新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持                           | 金融庁                                          |
| 石油・鉱物卸売業      | B-4 | 石油卸売業                                                        | 新型インフルエンザ等発生時における石油製品（LPガスを含む）の供給                    | 経済産業省                                        |
| 石油製品・石        | B-4 | 石油精製業                                                        | 新型インフルエンザ等発                                          | 経済産業省                                        |

| 業種      | 類型  | 業種小分類                                                                                             | 社会的役割                                                                                     | 担当省庁           |
|---------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 炭製品製造業  |     |                                                                                                   | 生時における石油製品の製造                                                                             |                |
| 熱供給業    | B-4 | 熱供給業                                                                                              | 新型インフルエンザ等発生時における熱供給                                                                      | 経済産業省          |
| 飲食料品小売業 | B-5 | 各種食料品小売業<br>食料品スーパー<br>コンビニエンスストア                                                                 | 新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品（缶詰・農産保存食料品、精穀・精粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。）の販売      | 農林水産省<br>経済産業省 |
| 各種商品小売業 | B-5 | 百貨店・総合スーパー                                                                                        | 新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品（石けん、洗剤、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう。以下同じ。）の販売 | 経済産業省          |
| 食料品製造業  | B-5 | 缶詰・農産保存食料品製造業<br>精穀・製粉業<br>パン・菓子製造業<br>レトルト食品製造業<br>冷凍食品製造業<br>めん類製造業<br>処理牛乳・乳飲料製造業（育児用調整粉乳に限る。） | 新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品の供給                                                               | 農林水産省          |
| 飲食料品卸売業 | B-5 | 食料・飲料卸売業<br>卸売市場関係者                                                                               | 新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給                                               | 農林水産省          |
| 石油事業者   | B-5 | 燃料小売業（LPG）                                                                                        | 新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給                                               | 経済産業省          |

| 業種            | 類型  | 業種小分類       | 社会的役割                         | 担当省庁  |
|---------------|-----|-------------|-------------------------------|-------|
|               |     | ス、ガソリンスタンド) | 生時におけるLPガス、石油製品の供給            |       |
| その他の生活関連サービス業 | B-5 | 火葬・墓地管理業    | 火葬の実施                         | 厚生労働省 |
| その他の生活関連サービス業 | B-5 | 冠婚葬祭業       | 遺体の死後処置                       | 経済産業省 |
| その他小売業        | B-5 | ドラッグストア     | 新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売 | 経済産業省 |
| 廃棄物処理業        | B-5 | 産業廃棄物処理業    | 医療廃棄物の処理                      | 環境省   |

(注2) 業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

(注3) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

## (2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

### 区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

| 特定接種の対象となり得る職務                   | 区分  | 担当省庁 |
|----------------------------------|-----|------|
| 政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務          | 区分1 | 内閣官房 |
| 政府対策本部の事務                        | 区分1 | 内閣官房 |
| 政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関わる業務、閣議関係事務 | 区分1 | 内閣官房 |

| 特定接種の対象となり得る職務                                                                                                      | 区分   | 担当省庁                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------------------------|
| 政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供                                                                                             | 区分 1 | 内閣官房                         |
| 各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む。）                                                                                      | 区分 1 | 各府省庁                         |
| 各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務<br>具体的な考え方は、以下のとおり<br>・対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象<br>・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ | 区分 1 | 各府省庁                         |
| 諸外国との連絡調整、在外邦人支援                                                                                                    | 区分 1 | 外務省                          |
| 検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化<br>（検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務）                                                                       | 区分 1 | 厚生労働省<br>農林水産省<br>法務省<br>財務省 |
| 国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製                                                                                      | 区分 1 | 厚生労働省                        |
| 緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（行政府）                                                                                              | 区分 1 | 内閣法制局                        |
| 都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務                                                                                           | 区分 1 | —                            |
| 都道府県対策本部の事務                                                                                                         | 区分 1 | —                            |
| 市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務                                                                                            | 区分 1 | —                            |
| 市町村対策本部の事務                                                                                                          | 区分 1 | —                            |
| 新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握                                                                              | 区分 1 | —                            |
| 住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取                                                                                   | 区分 1 | —                            |
| 新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算                                                                                         | 区分 1 | —                            |



| 特定接種の対象となり得る職務                        | 区分   | 担当省庁 |
|---------------------------------------|------|------|
| の議決、国会報告に係る審議（秘書業務を含む。）               |      |      |
| 新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告 | 区分 1 | —    |
| 国会の運営                                 | 区分 1 | —    |
| 地方議会の運営                               | 区分 1 | —    |
| 緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（立法府）                | 区分 1 | —    |

**区分 2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務**

| 特定接種の対象となり得る職務                                                                                       | 区分           | 担当省庁  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-------|
| 令状発付に関する事務                                                                                           | 区分 2         | —     |
| 勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務                                                                                 | 区分 2         | 法務省   |
| 刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備                                                                  | 区分 2         | 法務省   |
| 医療施設等の周辺における警戒活動等<br>犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動                                                              | 区分 1<br>区分 2 | 警察庁   |
| 救急<br>消火、救助等                                                                                         | 区分 1<br>区分 2 | 消防庁   |
| 事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船舶・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持                                                   | 区分 1<br>区分 2 | 海上保安庁 |
| 防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療<br>家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送<br>その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して | 区分 1<br>区分 2 | 防衛省   |

| 特定接種の対象となり得る職務     | 区分   | 担当省庁         |
|--------------------|------|--------------|
| 対処する事務<br>自衛隊の指揮監督 |      |              |
| 国家の危機管理に関する事務      | 区分 2 | 内閣官房<br>各府省庁 |

### 区分 3：民間の登録事業者と同様の業務

（１）の新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務



## 資料—7 用語解説

|                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| インフルエンザ                                  | インフルエンザはインフルエンザウイルスによる感染症で、原因となっているウイルスの抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/ソ連型、A/香港型というのは、この亜型のことをいう。）                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 感染症指定医療機関                                | <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。</p> <p>＊ 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。</p> <p>＊ 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。</p> <p>＊ 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。</p> <p>＊ 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。</p> |
| 感染症病床                                    | 病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 帰国者・接触者外来                                | <p>新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。</p> <p>都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。</p>                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 帰国者・接触者相談センター                            | 発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 抗インフルエンザウイルス薬                            | インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 個人防護具（Personal Protective Equipment：PPE） | エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| サーベイランス                                  | <p>見張り、監視制度という意味。</p> <p>疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 指定届出機関                                   | 感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 死亡率（Mortality Rate）                      | ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 人工呼吸器                                    | 呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 新型インフルエンザ                                | 感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

|                                           |                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                           | 毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。                                                                                         |
| 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009       | 2009 年（平成21 年）4 月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011 年（平成23 年）3 月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。                      |
| 新感染症                                      | 新感染症とは、感染症法第6 条第9 項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。                                                          |
| 積極的疫学調査                                   | 患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15 条に基づく調査をいう。                                                                                                            |
| 致死率（Case Fatality Rate）                   | 流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。                                                                                                                                                                                       |
| トリアージ                                     | 災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。                                                                                                                                                          |
| 鳥インフルエンザ                                  | 一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。 |
| 濃厚接触者                                     | 新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足る正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。                                                                              |
| 発病率（Attack Rate）                          | 新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。                                                                                                                                     |
| パンデミック                                    | 感染症の世界的大流行。<br>特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。                                                                                                            |
| パンデミックワクチン                                | 新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。                                                                                                                                                        |
| 病原性                                       | 新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。                                                                                                |
| プレパンデミックワクチン                              | 新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。                                                                                                                |
| PCR（Polymerase Chain Reaction：ポリメラーゼ連鎖反応） | DNA を、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNA であっても検出が可能ため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNA ウイルスであるため、逆転写酵素（Reverse Transcriptase）を用いてDNA に変換した後にPCR を行うRT-PCR が実施されている。                          |

#### ○感染症の定義及び類型

【一類感染症】 感染力及びり患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点から極めて危険性が高い感染症。(例：エボラ出血熱、ペスト等)

【二類感染症】 感染力及びり患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点から危険性が高い感染症。(例・急性灰白髄炎、ジフテリア等)

【三類感染症】 感染力及びり患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点からみた危険性は高くはないが、特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こしうる感染症(例腸管出血性大腸菌感染症 (O157)等)

【四類感染症】 人から人への感染はほとんどないが、動物や物件から感染する可能性があり、消毒等の措置が必要となる感染症。(例 A型肝炎、狂犬病等)

【五類感染症】 国民の健康に影響を与えるおそれがある感染症。(例・麻しん、梅毒等)

【指定感染症】 既知の感染症の中で一類から三類に分類されない感染症において一類から三類に準じた対応の必要が生じた感染症。